

# 個人情報保護ガイドライン

(平成17年4月1日施行)

平成17年1月20日

日本商品先物取引協会

## 目 次

○個人情報保護ガイドライン	
1. ガイドラインの基本的な意義	1
2. 個人情報保護法の各規定のガイドライン	2
法第2条（定義）関連	2
法第15条（利用目的の特定）関連	10
法第16条（利用目的による制限）関連	12
法第17条（適正な取得）関連	18
法第18条（取得に際しての利用目的の通知等）関連	20
法第19条（データ内容の正確性の確保）関連	25
法第20条（安全管理措置）関連	26
法第21条（従業者の監督）関連	38
法第22条（委託先の監督）関連	39
法第23条（第三者提供の制限）関連	41
法第24条（保有個人データに関する事項の公表等）関連	50
法第25条（開示）関連	52
法第26条（訂正等）関連	55
法第27条（利用停止等）関連	57
法第28条（理由の説明）関連	60
法第29条（開示等の求めに応じる手続）関連	60
法第30条（手数料）関連	63
法第31条（個人情報取扱事業者による苦情の処理）関連	64
◎漏洩事案等への対応について	65
○通達文書等	
「個人情報保護ガイドラインの制定について」 （平成17年1月27日付第66号文書）	67
【個人情報保護ガイドラインに基づく留意事項】	69
○諸規程等（参考例）	
個人情報保護方針（参考例1）	73
個人情報保護規程（参考例2）	75
業務委託規程（参考例3）	85
開示等の求め取扱規程（参考例4）	87
苦情取扱規程（参考例5）	91
事故処理規程（参考例6）	93

# 個人情報保護ガイドライン

日本商品先物取引協会

## 1 ガイドラインの基本的な意義

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）は、「高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的」（個人情報保護法第1条）として制定されたものである。

個人情報保護法は、個人情報を取り扱う事業者（個人情報取扱事業者）に対して遵守すべき様々な義務を規定するとともに、これらの義務違反があった場合には、行政上の監督処分を課せられ、刑事上の処罰を科せられることをも規定するものであって、個人情報取扱事業者にとっては、事業の遂行上重要な法律であるだけでなく、事業体としての信用の維持・向上、コンプライアンスの遵守上も重要な法律である。

個人情報保護法の遵守は、これらの観点から重要な課題であるが、個人情報保護法の内容が抽象的であり、解釈が曖昧であり得、適切、的確な遵守がされないおそれがあるため、個人情報保護法の一層確実な遵守を図るためには、個人情報保護法の内容をより具体化し、明確化することが重要である。本ガイドラインは、このような目的に資するために作成したものである。

本ガイドラインは、現在の個人情報の取扱状況を前提として、個人情報保護法の規定を解釈し、その内容を具体化、明確化したものであって、個人情報の取扱いに当たって参考の一つとして利用されることを期待するものである。

本ガイドラインは、個人情報保護法第7条に基づき平成16年4月2日に閣議決定された「個人情報保護に関する基本方針」、同年10月に公表された経済産業省の「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」、同年11月に公表された農林水産省の「個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえたものであるが、会員は、個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言を策定し、公表するとともに、それらの対策を講ずるために本ガイドラインを利用するに当たっては、これらの基本方針、ガイドラインを併せ参照されたい。

## 2 個人情報保護法の各規定のガイドライン

### 《個人情報保護法》

#### (定 義)

- 第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- 3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- 一 国の機関
  - 二 地方公共団体
  - 三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
  - 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
  - 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者
- 4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
- 6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

## 《ガイドライン》

1. 個人情報保護法（以下、特段の指摘をしない限り、「法」という。）第2条第1項に定める「個人情報」は、法による保護の対象を定める重要な概念である。

個人情報は、生存する個人の識別に係るすべての情報をいうものであり、氏名、生年月日は単なる例示である。

会員においては、個人の顧客に関するすべての情報、従業員のすべての雇用情報を含む。特に顧客の属性に関する情報は、その入手の方法、経路を問わず、すべて個人情報に含まれる。

個人情報は、他人に知られていない個人の情報に限られるものではなく、公刊物等によって公開された個人の情報を含む。

個人に関する記号化、暗号化された情報であっても、他の情報と照合して容易に個人を識別することが可能であることが多いから、原則として個人情報に含まれる。照合が容易かどうかは、事業者内部で個人情報データベース等にアクセスでき、そのアクセスによって照合できるかどうかによる。

個人情報は、自然人に関する情報であり、自然人であれば、その国籍を問わない。

個人情報は、法人、法人格なき社団、法人格なき財団、団体に関する情報を含まないが、法人等に属する個人に関する情報は含むものである。

死者に関する情報は、個人情報に含まれないが、死者に関する情報が同時にその相続人等の生存する個人に関する情報であれば、個人情報に含まれる。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

### 【個人情報に該当する事例】

事例1) 本人の氏名

事例2) 生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

事例3) 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

事例4) 特定の個人を識別できるメールアドレス情報

事例5) 特定個人を識別できる情報が記述されていなくても、周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報

事例6) 雇用管理情報（会社が従業員を評価した情報を含む。）

事例7) 個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報（取得後に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できた場合は、その時点で個人情報となる。）

事例8) 官報、電話帳、職員録等で公にされている情報（本人の氏名等）

### 【個人情報に該当しない事例】

事例1) 企業の財務情報等、法人等の団体そのものに関する情報（団体情報）

- |  |
|--|
| 事例 2) 記号や数字等の文字列だけから特定個人の情報であるか否かの区別がつかないメールアドレス情報 |
| 事例 3) 特定の個人を識別することができない統計情報                        |

2. 法は、個人に関する情報について、その取扱いの規模、利用の方法等の如何を問わず、すべての情報を規制の対象としようとしているものではなく、法の対象を「個人情報データベース等」に限っているものであり、「個人情報データベース等」の意義が重要である。

「個人情報データベース等」は、データベース化された個人情報をいうものであるが、具体的には、「個人情報を含む情報の集合物」であって、「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」であるか、又は「前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの」に該当することが必要である。

「個人情報データベース等」は、情報の集合物であることを前提とし、二つの種類のデータベースに分類されている。

一つの種類は、「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」であり、コンピュータ化されたデータベースである。個人情報で、コンピュータによってデータベース化された情報は、すべてこれに該当する。商品先物業界においては、大量の顧客情報を収集し、管理しているが、このうち、コンピュータ化されたものは、これに該当する。

次の種類は、コンピュータ化された以外のデータベース化された情報であり、「特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの」である。この政令は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）であるが、政令第1条は、「これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいうものとする。」と定めている。コンピュータ化されていないものは、マニュアル情報と呼ばれることがあるが、マニュアル情報については、個人情報が一定の規則（例えば、氏名の五十音順、生年月日、住所、勤務先等）に従って整理されていること、特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成されていること、目次、索引、符号等によって検索を容易にすることができるシステムを有するものであることの要件を満たすことが必要である。

会員においては、顧客情報をマニュアル情報として管理していることがあるが、この顧客情報は、その性質上、容易に検索可能な状態に置かれているものであるから、これに該当する。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

- |  |
|--|
| <b>【個人情報データベース等に該当する事例】</b>            |
| 事例 1) 電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳（メールアドレス |

と氏名を組み合わせた情報を入力している場合)

事例 2) ユーザー I D とユーザーが利用した取引についてのログ情報が保管されている電子ファイル (ユーザー I D を個人情報と関連付けて管理している場合)

事例 3) 従業員が、名刺の情報を業務用パソコン (所有者を問わない。) の表計算ソフト等を用いて入力・整理し、他の従業員等によっても検索できる状態にしている場合

事例 4) 人材派遣会社が登録カードを、氏名の五十音順に整理し、五十音順にインデックスを付してファイルしている場合

事例 5) 氏名、住所、企業別に分類整理されている市販の人名録

**【個人情報データベース等に該当しない事例】**

事例 1) 従業員が、自己の名刺入れについて他人が自由に検索できる状況に置いても、他人には容易に検索できない独自の分類方法により名刺を分類した状態で整理した状態である場合

事例 2) アンケートの戻りはがきで、氏名、住所等で分類整理されていない状態である場合

3. 「個人情報取扱事業者」は、個人情報データベース等を事業の用に供している者であり、自然人、法人、法人格なき社団、法人格なき財団であるかどうかを問わない。また、個人情報取扱事業者は、営利事業者に限らず、公益事業、公益、営利の事業以外の事業を営む者も含まれる。

国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人が個人情報取扱事業者から除外されているのは、個人情報の保護を図る必要がないというわけではなく、別途、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の適用を受けるからである。

個人情報取扱事業者から除外される「その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者」については、政令第 2 条は、「法第 2 条第 3 項第 5 号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数 (当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所 (地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は住所の所在の場所を示す表示を含む。)) 若しくは電話番号のみが含まれる場合であって、これを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。) の合計が過去 6 カ月以内のいずれの日においても 5 0 0 0 を超えない者とする。」と定めており、小規模な個人情報を取り扱う者が個人情報取扱事業者から除外されている。この 5 0 0 0 人の除外規定は、過去 6 カ月以内のいずれの日にも 5 0 0 0 人を超えないことを個々の個人情報取扱事業者が認定し、判断することが求められ、こ

の5000人を超えた事業者は、以後、個人情報取扱事業者として法所定の各義務を負うことになる。

この5000人の算定は、個人情報データベース等を保有する自然人、株式会社等が、個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものであること、個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）若しくは電話番号のみが含まれること、個人情報データベース等を編集し、又は加工することなくその事業の用に供することの要件を満たす個人の数を除外し、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の総和によって算定するものである。この5000人の算定に当たっては、同一の個人について重複分を除くことは当然である。個人情報を保有する事業者で、法の施行時に特定の個人数が5000人以下の事業者は、定期的、又は随時、自己が保有する特定の個人数を算定することが必要である。

この5000人の算定は、個々の事業者ごとに算定されるものであるから、内部に複数の事業部があったり、複数の支店、営業所があったりする場合には、各事業部の保有する特定の個人の総和、支店、営業所の保有する特定の個人の総和によって算定するものである。個人情報取扱事業者は、この5000人の基準の視点から特定の個人数を算定し、確認することが必要であるだけでなく、より一般的には、個人情報の適正な管理を実施し、法所定の各義務を遵守するため、本店の各事業部のみならず、支店、営業所を含む全体の個人情報の管理を実施することが必要になるものであり、この観点から保有する個人情報の確認を行うことが重要である。

個人情報取扱事業者の要件である「事業の用に供している」という要件は、「業として」という要件に比較すると、限定された要件であること、個人情報の保護の必要性に照らすと、一定の目的をもって反復継続して、社会通念上事業として認められる行為を行うことと解することができ、このような事業の用に個人情報を供している者が個人情報取扱事業者に当たるものである。

会員においてはこの5000人を超える特定の個人数を数えるのが通常であることから、小規模であっても本会の会員は個人情報取扱事業者として本ガイドラインを遵守する必要がある。

個人情報取扱事業者である個人、株式会社等に雇用される従業員、外務員等が個人として個人情報取扱事業者に当たるかどうかは、判断の困難な問題であるが、通常は、従業員は、雇用されている個人、株式会社等のために個人情報を取り扱っているものであり、自己のため、あるいは自己の利益のために取り扱っているものではないから、原則として個人情報取扱事業者に当たらないと解することができる。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【特定の個人の数に算入しない事例】**

事例1) 電話会社から提供された電話帳及び市販の電話帳（CD-ROM等に掲載されている氏名及び電話番号）

事例2) 市販のカーナビゲーションシステム等のナビゲーションシステムに格納



されている氏名、住所又は居所の所在場所を示すデータ（ナビゲーションシステム等が当初から備えている機能を用いて、運行経路等新たな情報等を記録する場合があったとしても、「特定の個人の数」には算入しないものとする。）

事例 3) 氏名又は住所から検索できるように体系的に構成された、市販の住所地図上の氏名及び住所又は居所の所在場所を示す情報

**【事業の用に供しないため特定の個人の数に参入しない事例】**

事例) 倉庫業、データセンター（ハウジング、ホスティング）等の事業において、当該情報が個人情報に該当するかどうかを認識することなく預かっている場合に、その情報中に含まれる個人情報

**【個人情報取扱事業者該当する事例】**

事例) 電子媒体及び紙媒体（以下「媒体」という。）の個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人数の総和が5000人を超えている事業者

4. 「個人データ」とは、個人情報取扱事業者が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいうとされている。

個人データは、保管されている媒体から他の媒体に移転されても、個人データの性質を変えるものではない。

電話帳、カーナビゲーション等に管理される個人情報の取扱いについては、個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものであること、個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）若しくは電話番号のみが含まれること、個人情報データベース等を編集し、又は加工することなくその事業の用に供することの要件を満たす場合には、法第19条ないし第23条の適用においては、個人データに該当せず、個人情報取扱事業者としての義務が課せられないと解することができる。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【個人データに該当する事例】**

事例 1) 個人情報データベース等から他の媒体に格納したバックアップ用の個人情報

事例 2) コンピュータ処理による個人情報データベース等から出力された帳簿等に印字された個人情報

**【個人データに該当しない事例】**

事 例) 個人情報データベース等を構成する前の入力帳票に記載されている個人情報

5. 「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する個人データをいうとされている。

保有個人データから除外される個人データは、次のものである。

- (1) 受託してデータ処理、管理している個人データ
- (2) その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定める個人データ

政令第3条によると、このような個人データとして4種類の個人データが定められている。

- I. 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【該当する事例】**

事 例) 家庭内暴力、児童虐待の被害者の支援団体が、加害者（配偶者又は親権者）及び被害者（配偶者又は子）を本人とする個人データを持っている場合

- II. 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【該当する事例】**

事例1) いわゆる総会屋等による不当要求被害を防止するため、事業者が総会屋等を本人とする個人データを持っている場合

事例2) いわゆる不審者、悪質なクレマー等からの不当要求被害を防止するため、当該行為を繰り返す者を本人とする個人データを保有している場合

- III. 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関

との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【該当する事例】**

- 事例 1) 製造業者、情報サービス事業者等が、防衛に関連する兵器・設備・ソフトウェア等の設計、開発担当者名が記録された個人データを保有している場合
- 事例 2) 要人の訪問先やその警備会社が、当該要人を本人とする行動予定や記録等を保有している場合

IV. 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【該当する事例】**

- 事 例) 警察からの捜査関係事項照会や捜索差押令状の対象となった事業者がその対応の過程で捜査対象者又は被疑者を本人とする個人データを保有している場合

(3) 1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなる個人データ  
政令第4条によると、この期間は、6カ月とされている。

個人データが保有個人データから除外される場合には、個人データで識別される個人本人が法第24条ないし第30条の個人情報取扱事業者の義務を免除することになるものであり、個人情報取扱事業者にとっては、重要な規定である。個々の個人情報取扱事業者は、自己が保有する個人データにつき、保有個人データに当たるかどうかを判断することが必要である。特に前記の(2)の類型に該当する個人データについては、通常の個人データと比較すると、より厳格な管理が必要であるから、この意味でも、厳格な取扱いが必要である。

6. 個人情報については、個人情報によって識別される個人がいるが、この個人情報によって識別される個人は、法上、「本人」と定義されている。

## 《個人情報保護法》

### (利用目的の特定)

第15条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

## 《ガイドライン》

1. 法は、個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う場合、個人情報の利用目的を定め、その利用目的の範囲内で個人情報を利用することを要請するが、本条は、その基本となる利用目的の特定の必要性、利用目的の範囲を定めるものである。

法においては、個人情報の利用目的は、個人情報取扱事業者にとっては、基本的で重要な概念であり、利用目的につき、個人情報に係る本人に通知又は公表されることが必要なものであるから、個人情報の取扱いに当たって常に念頭に置くことが必要である。

2. 個人情報取扱事業者は、自己が取得し、管理し、利用する等の個人情報の取扱いに当たって、事前に、利用目的をできるだけ特定しなければならないものである（法第15条第1項）。個人情報取扱事業者による個人情報の取扱いは、その取扱いの全過程を通じて利用目的に制約されるものである。

利用目的の特定は、できるだけ特定することが要請されるが、個人情報に係る本人が常識的に理解できる程度に特定することが必要であり、足りるといえることができる。

利用目的の特定の程度は、個人情報取扱事業者の定款の定めのような抽象的なものでは足りないし、他方、事務処理の内容まで特定することは不要である。個人情報取扱事業者は、自己の行う事業を典型的に分析し、検討して、個人情報に係る本人が理解できる程度にその類型化された事業のために利用することを目的として明らかにすることが必要であり、足りるといえることができる。事業の特定に当たっては、社会通念上、本人から見てその特定に資すると認められる範囲で具体的に特定することが望ましいとされ、例えば、日本標準産業分類の中分類から小分類程度の分類が参考になるとされている。

また、個人情報取扱事業者は、定款上、実際に事業を営んでいるかどうかは別として、各種の事業を記載しているが、少なくとも定款上の事業については個別にその利用目的を特定し、公表等しておくことが必要であろう。

個人情報取扱事業者が第三者への個人情報の提供を想定している場合には、利用目的においてその旨を特定しておくことが必要である。

雇用情報の利用目的の特定については、個人情報取扱事業者が使用し、使用していた労働者、労働者になろうとしている者が取得された本人の個人情報がどのような範囲で利用されるのかが合理的に想定できる程度に具体的、個別的に特定することが必要である。

会員においては、例えば、国内の取引所における商品先物取引のために個人情報を利用することを特定することが考えられる。

日本商品先物取引協会は、例えば、同協会の会員である商品先物取引業者の経営者、外務員に関する個人情報を保有するものであるが、これらの個人情報は、法所定の同協会の事業を遂行するために利用すること、外務員に対する登録、監督業務を遂行するために利用することを特定することが考えられる。

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

- |       |  |
|-------|--|
| 事例 1) | 「〇〇事業における商品の発送、アフターサービス、新商品・サービスのご案内のため」 |
| 事例 2) | 「〇〇事業における顧客名簿、△△活動における会員名簿、組合員名簿として」     |

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【具体的に利用目的を特定している事例】**

- |       |  |
|-------|--|
| 事例 1) | 「〇〇事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用いたします。」   |
| 事例 2) | 「ご記入いただいた氏名、住所、電話番号は、名簿として販売することがあります。」  |
| 事例 3) | 例えば、情報処理サービスを行っている事業者の場合であれば、「給与計算処理サービス、あて名印刷サービス、伝票の印刷・発送サービス等の情報処理サービスを業として行うために、委託された個人情報を取り扱います。」のようにすれば利用目的を特定したことになる。 |

**【具体的に利用目的を特定していない事例】**

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 事例 1) | 「事業活動に用いるため」      |
| 事例 2) | 「提供するサービスの向上のため」  |
| 事例 3) | 「マーケティング活動に用いるため」 |

3. 利用目的を逸脱した個人情報の取扱いは、法上、違法なものとなり、個人情報に係る本人からの苦情の申出、損害賠償請求、行政上の監督処分、刑事上の制裁等の問題が発生するおそれがあり、個人情報取扱事業者としては、コンプライアンス違反を問われるおそれがある。利用目的の逸脱の有無、程度は、利用目的の定め方、用語の理解、個人情報の利用実態等の事情によって判断されることになるから、前記の利用目的を定めるに当たっては、自己の現在及び将来の事業を想定しつつ、ある程度広く利用目的を定めておくことも一つの方法である。

4. 利用目的の特定の要請は、個人情報の取扱いに当たって必要であるが、この個人情報の取扱いは、個人情報に関する一切の行為をいうものと解することができ、個人情報の取得、入力、蓄積、編集、加工、管理、更新、利用、第三者提供、委託、出力、消去、バックアップの作成等をいうものである。

個人情報取扱事業者は、法所定の各種の義務を的確に遵守しようとする場合には、自己における個人情報の取得から消去に至るまでの情報処理の全過程を分析し、検討して、個人情報の取扱いの実態を認識し、情報処理の過程を見直すとともに、個人情報の漏洩等の事故が発生したときに迅速、適切に対応することができるように情報処理体制を構築することが重要である。

5. 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更することができるが、利用目的を変更する場合であっても、自由に変更することができず、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないとされている（法第15条第2項）。

法第15条第2項によって利用目的の変更が許されない場合には、個人情報取扱事業者としては、個人情報に係る本人の事前の同意を得て、利用目的を変更することができる。

個人情報取扱事業者が利用目的を変更した場合には、変更された利用目的を公表等しなければならぬものである（法第18条第3項）。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【利用目的の変更が許される事例】**

事 例) 「当社の行う〇〇事業における新商品・サービスに関する情報を電子メールにより送信することがあります。」とした利用目的において、「郵便によりお知らせすることがある」旨追加することは、許される。

《個人情報保護法》

(利用目的による制限)

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

## 《ガイドライン》

1. 法第15条によって特定された個人情報の利用目的は、個人情報の取得の際に本人への通知又は公表が行われることになっているが（法第18条第1項）、本条は、利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合における個人情報取扱事業者の対応を定めるものである。

法第15条によって個人情報の利用目的ができるだけ特定された場合、個人情報取扱事業者は、特定された利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を取り扱うことができ、原則としてこの範囲を超えて個人情報を取り扱うことができないものである。この原則に対して5つの例外が認められている（法第16条第1項、第2項、第3項第1号ないし第4号）。

2. 最初の例外は、個人情報に係る本人の事前の同意が得られた場合である（法第16条第1項）。

個人情報に係る本人は、その個人情報の主体であり、最も利害関係を有するものであるから、その個人情報の管理、処分に係る同意をすることができる。個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う利用目的、範囲につき本人の同意があれば、個人情報取扱事業者は適法に個人情報を取り扱うことができるものである。

本人の同意は、個人情報の取扱いに関する利用目的を認識し、理解した上でされることが必要であり、本人がこのような認識能力を欠いていたり、認識することができない状況の下で同意をしても無効である。

本人の同意は、口頭によっても可能であるが、後日の紛争を予防するためには、書面によることが望ましい。

なお、個人情報に係る本人の同意を得るために個人情報を利用することは、例えば、電子メールを送付することや電話をかけることは、当初の利用目的として記載されていなくても、利用目的外の利用には該当しないと解されている。

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

「明示的な同意の意思表示」とは、例えば、

- ① 相手方が書面（メール、ホームページ上の入力画面等を含む。以下、この説明部分において同じ。）によって提出すること
  - ② 目的外利用について説明している書面に、同意する趣旨で署名、なつ印がなされていること
  - ③ 書面上の同意する旨の確認欄に、本人によるチェックが付されていること
  - ④ 事業者からの説明に対し、本人が口頭で同意する旨の明確な意思表示がされていること
- を指す。

なお、単に目的外利用を行う旨を記載した書面を本人に渡し、それに対して同意しない旨を表明しなかったことでは、本人の同意を得たことにはならない。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【同意が必要な事例】**

事 例) 就職のための履歴書情報をもとに、自社の商品の販売促進のために自社取扱商品のカタログと商品購入申込書を送る場合

**【本人の同意を得ている事例】**

事例1) 同意する旨を本人から口頭又は書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）で確認すること

事例2) 本人が署名又は記名押印した同意する旨の申込書等文書を受領し確認すること

事例3) 本人からの同意する旨のメールを受信すること

事例4) 本人による同意する旨の確認欄へのチェック

事例5) 本人による同意する旨のウェブ画面上のボタンのクリック

事例6) 本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

3. 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継するに伴って個人情報を取得した場合であり（法第16条第2項。なお、法第23条第4項第2号参照）、この場合には、個人情報に係る本人の事前の同意を得ることは必要ではなく、事業の承継前における個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で、事業を承継した個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うことができるものである。

事業の承継前の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超える個人情報の取扱いは、個人情報に係る本人の事前の同意を得るか、法令に基づく場合等でなければ、許されないことになる。

「合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継する」場合とは、



合併、会社分割、営業の現物出資、営業譲渡等の法人の組織変更に関わる場合をいうものであり、業務提携、資産譲渡等を含まない。

4. 次の例外は、本条第3項に列挙されている次の場合である。

(1) 法令に基づく場合

法令に基づく場合としては、例えば、刑事訴訟法第218条（令状による差押え、搜索等）、地方税法第72条の63（事業税に関する質問検査）等があり、個人情報取扱事業者が具体的に特定の個人情報の提供を義務づけられる場合がこれに該当することはいうまでもない。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【法令に基づく場合に該当する事例】**

事 例) 所得税法第225条第1項等による税務署長に対する支払調書等の提出

他方、刑事訴訟法第197条第2項（捜査と必要な取調べ）等のような、個人情報の提供が任意協力の場合についても、法令に基づく場合に該当し得ると解されているが、個々の事案について、法令の内容、任意協力を求められている手続の性質、任意の協力を拒否することの理由の要否・内容、任意の協力を拒否した後の手続等の事情を考慮して判断するほかない。

また、同様な問題は、個別の法令の根拠がなく、行政機関から行政指導が行われた場合とか、行政機関から勧告が行われた場合にも生じるが、同様に解することができる。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【法令に基づく場合を個別に検討すべき事例】**

事例1) 商法第274条の3による親会社の監査役の子会社に対する調査への対応

事例2) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第2条及び証券取引法第193条の2の規定に基づく財務諸表監査への対応

個人情報を利用目的外に利用することができるかは、商品先物取引業界においても問題になり得るところである。特に行政機関、本会、取引所による監督上、行政機関等から個人情報取扱事業者である会員に対して個人情報の提供が求められることがあり、このような場合における個人情報の提供が「法令に基づく場合」に該当するかどうかの問題として現実化するものである。もっとも、この「法令に基づく場合」に該

当しない場合であっても、やや要件が加重されているが、後記の(4)の「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に該当するかどうかの問題として解決を図ることもできる。このような問題については、前記の基準によって判断するか、あるいは個人情報取扱事業者が個人情報を取得するに当たって、利用目的を特定する場合に、利用目的の一つとして行政機関等の監督のために提供することを挙げておくことも考えられる。

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

この要件は、人の生命、身体又は財産が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人情報の利用目的外の利用が必要であるところ、本人の同意を得ることが困難であるというものである。この「人」には、個人情報に係る本人のみならず、他人も含まれる。

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

具体的には、意識不明となった者について、治療等の必要上、血液型、家族の連絡先等に関する情報を医療機関等に提供する場合が考えられる。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【この要件に該当する事例】**

事例1) 急病その他の事態時に、本人について、その血液型や家族の連絡先を医師や看護師に提供する場合

事例2) 私企業間において、意図的に業務妨害を行う者の情報について情報交換される場合

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

例えば、疾病予防・治療に関する疫学調査、児童の非行防止に関する関係機関や地域社会の連携のための情報交換等を行う場合が考えられる。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【この要件に該当する事例】**

- 事例 1) 健康保険組合等の保険者が実施する健康診断やがん検診等の保険事業について、精密検査の結果や受診状況等の情報を、健康増進施策の立案や事業の効果の向上を目的として疫学研究又は統計調査のために、個人名を伏せて研究者等に提供する場合
- 事例 2) 不登校や不良行為等児童生徒の問題行為について、児童相談所、学校、医療行為等の関連機関が連携して対応するために、当該関連機関等の間で当該児童生徒の情報を交換する場合

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

国の機関、地方公共団体、その委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する場合には、個人情報取扱事業者に個人情報の提供を含む協力を求めることがあるが、任意の協力を求めることだけでは利用目的外の個人情報の利用を認める理由にはならない（法令に基づく場合には、前記の(1)の場合に該当するものとして、利用目的外の個人情報の利用が認められるものである。）。もっとも、このような事情にあって、本人の同意を得てははその事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、利用目的外の個人情報の利用が認められることになる。

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

- 例えば、国の行政事務に協力して、保有する個人情報を提供しようとするときに、
- 1) 同意を得るべき者が多数にのぼり、そのすべてから同意を得ることが事実上不可能な場合、
  - 2) 当該事務の性質上本人の同意を得ようとするに事務の遂行自体が阻害されるおそれがある場合
- 等が考えられる。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【この要件に該当する事例】**

- 事例 1) 事業者等が、税務署の職員の任意調査に対し、個人情報を提出する場合
- 事例 2) 事業者等が警察の任意の求めに応じて個人情報を提出する場合

個人情報を利用目的外に利用することができるかは、前記のとおり、商品先物業界においても問題になり得るところであり、特に行政機関、本会、取引所による監督上、行政機関等から個人情報取扱事業者である会員に対して個人情報の提供が求められることがあり、このような場合における個人情報の提供がこの要件に該当するかどうか問題として現実化するものである。

また、本会、取引所は、この要件のうち、「国の機関・・・又はその委託を受けた者」に当たるものであり、会員に対して監督上の調査に伴って個人情報の提供を求めた場合、会員が利用目的外の利用として個人情報を提供する法的な根拠となり得るものである。

5. 会員、本会等の団体で法第15条所定の利用目的を特定した場合であっても、利用目的の範囲を超えて個人情報を利用することが必要になることがあるが、このような場合には、原則として個人情報に係る本人の事前の同意を得ることが必要である。しかし、この本人の同意を得ることが事実上できないか、好ましくない事態が予想されることから、本条第3項は、このような例外的な個人情報の取扱いを認めているものの、会員においては行政上の監督及び自主規制等に協力する場合を想定し、利用目的の一つとして商品取引所法における主務官庁、日商協、取引所及び委託者保護基金に対し、その保有する個人情報を提供することがある旨を掲げておく必要がある。

#### 《個人情報保護法》

(適正な取得)

第17条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

#### 《ガイドライン》

1. 本条は、個人情報取扱事業者が個人情報の取得に当たって、不正な手段によって取得することを禁止するものである。

本条は、個人情報をその本人から直接に取得する場合に適用されるだけでなく、第三者から取得する場合も適用されると解することができる。

2. 「偽り」とは、個人情報事業者が個人情報の保有者に対して取得の動機、目的を誤解させる手段によることをいい、詐欺（刑法第246条）よりも広く解することができる。「偽り」は、「不正の手段」の例示であり、本条は、個人情報取扱事業者が不正な手段によって個人情報を取得してはならないことを明らかにしたものである。

「不正な手段」とは、窃取、詐欺、脅迫等の刑事法上処罰されるような手段に限られるものではなく（不正競争防止法第2条第1項第4号参照）、社会通念上不正と考えら

れる手段によるものを含むと解することができ、例えば、公序良俗に反する手段とか、悪意による不法行為に当たる手段がこれに該当するということができる。

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

例えば、

- ① 個人情報を収集しているという事実や収集する目的を偽って取得する場合
  - ② 他人が管理する個人情報を、正当な権限なく不正に取得する場合
- 等が考えられる。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【不正の手段により個人情報を取得している事例】**

事例 1) 親の同意がなく、十分な判断能力を有していない子供から、取得状況から考えて関係のない親の収入事情などの家族の個人情報を取得する場合

事例 2) 法第 23 条に規定する第三者提供制度違反をするよう強要して個人情報を取得した場合

事例 3) 他の事業者に指示して上記事例 1) 又は事例 2) などの不正の手段で個人情報を取得させ、その事業者から個人情報を取得する場合

3. 個人情報取扱事業者が個人情報に係る本人に自ら働きかけて、不正な手段によって個人情報を取得した場合、本条に違反するものであるが、他人が不正な手段によって取得し、管理していた個人情報を取得した場合には、本条に違反するかどうか微妙な問題になる。

この場合、個人情報取扱事業者がその他人から取得すること自体が不正な手段によっていないからといって、本条に違反しないということとはできない。また、逆に、個人情報取扱事業者がもともと不正な手段によって取得されたことを認識しないまま取得し、取得後に不正な手段によって取得された個人情報であることが判明した場合が一切不正な手段によって取得されたものということも、不合理であるように思われる。この問題は、個人情報を提供する者の業種、社会的信用、提供される個人情報の内容、媒体の性質等の事情を考慮して個々の事案ごとに検討するほかはないが、個人情報取扱事業者がその他人の不正な手段を知り、あるいは重過失によって知らなかった場合には、個人情報取扱事業者も不正な手段に加担したと評価することが可能であろう。また、個人情報取扱事業者がその他人（この他人が個人情報取扱事業者であることを前提とする。）から個人情報の提供を受ける場合には、その提供につき法第 23 条所定の要件を満たしていることが必要であり、この要件を満たさないで個人情報の提供を受けることは、法第 23 条に違反し、本条所定の不正な手段によるものということができる。

4. 会員が勧誘する顧客情報の多くを名簿屋等の情報提供者から購入する等していたのが従来の実情であるため、顧客情報の取得が本条に違反するものであるかどうかは、個々の情報取得に当たって慎重に検討することが望ましい。顧客情報を購入する名簿屋等の情報提供事業者の社会的な信用の調査を十分に行うことがまず要請される所であり、疑問を持たれるような情報提供事業者、提供される個人情報の内容を軽視して、顧客情報を購入することは、本条に違反すると判断されるおそれがある。

#### 《個人情報保護法》

(取得に際しての利用目的の通知等)

第18条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

#### 《ガイドライン》

1. 本条は、個人情報取扱事業者が個人情報を取得する場合、利用目的を個人情報に係る本人に通知又は公表することを義務づけ、本人に対して個人情報が個人情報取扱事業者によって取得、管理等されていることを知らせ、個人情報の保護を図る機会（個人情報の保護に関する権利を行使する機会である）を提供しようとするものである。

本条は、個人情報に係る本人に対して個人情報取扱事業者による個人情報の取得を知らせる手段として、原則的に本人への通知又は公表によるものとし、例外的に、契約書等の書面が取り交わされる場合の知らせる手段を定めるとともに、通知又は公表を要しない場合を定めるものである。

2. 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得しようとする場合には、事前にその利用目的を公表しておくことが望ましいが、取得した後であっても、速やかにその利用目的を通知又は公表することが必要である。この個人情報の取得は、個人情報に係る本人から直接に取得する場合だけでなく、第三者から取得する場合、公表された情報を入手する場合を含むものである。また、事業を遂行する個人情報取扱事業者が顧客、取引先から提供されるクレーム等の個人情報を取得し、個人情報取扱事業者としては受動的に個人情報を管理せざるを得ない場合も含むものである。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【本人に通知又は公表が必要な事例】**

- 事例1) インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報を取得する場合
- 事例2) インターネット、官報、職員録等から個人情報を取得する場合
- 事例3) 電話による問い合わせやクレームのように本人により自発的に提供される個人情報を取得する場合（本人確認や問い合わせに対する回答の目的のみ個人情報を取得した場合を除く。）
- 事例4) 個人情報の第三者提供を受ける場合

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合については、次のような手段によってその利用目的を個人情報に係る本人に知らせ、あるいは知らせる機会を提供することが必要である（法第18条第1項）。

- (1) 個人情報取扱事業者が利用目的をあらかじめ公表すること

「公表」とは、不特定多数の者に知らせることをいうが、利用目的を不特定多数の者が知り得る状態に置くために合理的かつ適切な方法を取ることが必要である。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【公表に該当する事例】**

- 事例1) 自社のウェブ画面中のトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載、自社の店舗・事務所内におけるポスター等の掲示、パンフレット等の備え置き・配布等
- 事例2) 店舗販売においては、店舗の見やすい場所への掲示によること
- 事例3) 通信販売においては、通信販売用のパンフレット等への記載によること

会員においては、利用目的の公表が最も簡便であり、不特定多数の者を相手方として取引を行うものであるから、公表を利用することが通常である。公表としてどのような方法が適切であるかは、個々の会員ごとに検討すべきであろう。

- (2) 個人情報取扱事業者が、個人情報の取得後、速やかに本人に利用目的を通知すること

「通知」とは、個人情報に係る本人に直接知らせることをいうが、利用目的を本人の知り得る状態に置くために合理的かつ適切な方法を取ることが必要である。「通知」は、個人情報に係る本人が利用目的を現実に認識することが通常であるが、現実の認識まで必ずしも常に要件とされるものではない。

会員における「通知」の方法については、原則として書面によることとする。

- (3) 個人情報取扱事業者が、個人情報の取得後、速やかに利用目的を公表すること

3. 個人情報取扱事業者が個人情報を取得する場合には、原則として前記の通知又は公表をすることが必要であるが、個人情報に係る本人との間で契約の締結に際して書面を取り交わし、書面（インターネット等、電子的方式、磁気的方式等の書面の代替的な方法による場合も含むものである。）により直接本人から個人情報を取得する場合には、より明確に利用目的を知らせることが必要であるとされている。具体的には、個人情報取扱事業者は、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記載されたその本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載されたその本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならないとされている（法第18条第2項）。

この本人への利用目的の明示の要請は、前記の通知又は公表で足りる原則からみれば、例外に当たるものである。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない場合】**

事例1) 申込書・契約書に記載された個人情報を本人から直接取得する場合

事例2) アンケートに記載された個人情報を直接本人から取得する場合

事例3) 懸賞の応募はがきに記載された個人情報を直接本人から取得する場合

個人情報取扱事業者が本人と契約を締結するに際して契約書等の書面を取り交わし、その書面に記載された個人情報を取得する場合には（契約書、申込書等の書面には、個人情報が記載されているのが通常である。）、個人情報取扱事業者は、書面への記載の前に、あらかじめ、本人に対して利用目的を明示することが必要である。利用目的の明示は、本人に対して利用目的を明確に知り得る状態に置くことをいい、そのために合理的かつ適切な方法を取ることが必要である。明示は、説明とは異なり、利用目的を本人に対して説明することまでは必要ではない。



会員においては、顧客への勧誘、契約の締結に際して、顧客に書面の作成を求めることが通常であるが、このような書面の作成に当たっては、事前に、利用目的を記載した書面を交付して本人に対して利用目的を明示することが必要である。

なお、この本人への利用目的の明示の要請については、例外が定められており、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、事前に利用目的を明示することは要しないされている（法第18条第2項但書）。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【利用目的の明示に該当する事例】**

事例1) 利用目的を明記した契約書その他の書面を相手方である本人に手渡し、又は送付すること（契約約款又は利用条件等の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）中に利用目的条項を記載する場合は、例えば、裏面約款に利用目的が記載されていることを伝える、又は裏面約款等に記載されている利用目的条項を表面にも記述する等本人が実際に利用目的を目にできるよう留意する必要がある。）

事例2) ネットワーク上においては、本人がアクセスした自社のウェブ画面上、又は本人の端末装置上にその利用目的を明記すること（ネットワーク上において個人情報を取得する場合は、本人が送信ボタン等をクリックする前等にその利用目的（利用目的の内容が示された画面に1回程度の操作でページ遷移するよう設定したリンクやボタンを含む。）が本人の目にとまるようその配置に留意する必要がある。）

4. 個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的を変更することができるが（法第15条第2項。もっとも、利用目的の変更には、制約が定められている。）、利用目的を変更した場合には、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならないとされている（法第18条第3項）。

5. 利用目的の通知又は公表の要請は、次の場合には、適用されないものである（本条第4項）。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

例えば、悪質なクレーマーによる不当要求等への対策のため、企業間で情報交換を行っている場合に、当該悪質なクレーマー本人に対する通知によって、情報提供者に危害が及ぶおそれのある場合等が考えられる。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【この要件に該当する事例】**

事 例) いわゆる総会屋等による不当要求等の被害を防止するため、当該総会屋担当者個人に関する情報を取得し、相互に情報交換を行っている場合で、利用目的を通知又は公表することにより、当該総会屋等の逆恨みにより、第三者たる情報提供者が被害を被るおそれがある場合

- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【この要件に該当する事例】**

事 例) 通知又は公表される利用目的の内容により、当該個人情報取扱事業者が行う新商品の開発内容、営業ノウハウ等の企業秘密にかかわるようなものが明らかになる場合

- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【この要件に該当する事例】**

事 例) 公開手配を行わないで、被疑者に関する個人情報を、警察から被疑者の立ち回りが予想される個人情報取扱事業者に限って提供する場合、警察から受け取った当該個人情報取扱事業者が、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、捜査活動に重大な支障を及ぼすおそれがある場合

- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

社会では、様々な機会に個人情報の提供が行われているが、個人情報の提供、取得の状況からみて、その利用目的が明らかであると認められることも少なくない。このように、個人情報の取得の状況からみてその利用目的が明らかである場合にまで、個人情報取扱事業者が通知又は公表をすることまで必ずしも必要ではないといえることができる。もっとも、この要件の認定は、個人情報の取得の状況からみて明らかである

ということが必要であるから、この要件を満たすかどうかの問題になるような場合には、個人情報取扱事業者としては、利用目的を通知又は公表することが望ましい。

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

例えば、商品の販売を行っている事業者が、注文に際して届出先の住所、電話番号といった個人情報を取得し、商品の発送のためのみに利用する場合が考えられる。ただし、当該情報を、商品発送時、又は事後に他商品の情報の案内等に使う場合は、該当しない。

また、一般的な慣行として行われている名刺交換、連絡先の交換など、いわゆるビジネスコンタクトとして、相手の氏名、所属、肩書き、連絡先等の個人情報を取得する場合であって、今後の連絡のためという自明の目的のために利用する場合は本号に該当する。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【この要件に該当する事例】**

事例1) 商品・サービス等を販売・提供する場合、住所・電話番号等の個人情報を取得する場合があるが、その利用目的が当該商品・サービス等の販売・提供のみを確実にを行うためという利用目的であるような場合

事例2) 一般の慣行として名刺を交換する場合、書面により、直接本人から、氏名・所属・肩書・連絡先等の個人情報を取得することとなるが、その利用目的が今後の連絡のためという利用目的であるような場合（ただし、ダイレクトメール等の目的に名刺を用いることは自明の利用目的に該当しない場合があるので注意を要する。）

《個人情報保護法》

(データ内容の正確性の確保)

第19条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

《ガイドライン》

1. 個人情報取扱事業者が取得、管理、利用等する個人情報に誤りがあったり、陳腐化したりすることがあるが、本来、このような個人情報は、個人情報取扱事業者にとっても、

好ましくない状態であるものの、放置されることも多い反面、個人情報に係る本人にとっては、それだけ保護に欠ける状況に置かれているといえる。本条は、個人情報取扱事業者に対して、個人情報の管理、利用者として、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データ（法第2条第4項参照）を正確かつ最新の内容に保つよう努力義務を定めるものである。

2. 個人情報取扱事業者としては、個人情報を取得するに当たっては、利用目的を特定し、利用目的を公表等し、利用目的の範囲内で個人情報を利用することが必要であり、個人情報の取得等につき厳格な制限が加えられているが、個人情報取扱事業者が取得、管理、利用等する個人情報の内容は正確なものであることが本来要請されるものである。

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得し、自己の管理に係る個人情報データベース等に入力するに当たっては、個人情報の内容の照合、確認を行い、内容の誤り等が発覚した場合には、その内容の訂正等を行い、時間の経過によって変化する内容を更新し、保存期間を設定して保存する等、個人情報を適切に管理することが望ましい。もっとも、個人情報取扱事業者が保有する個人データを一律に、あるいは定期的に最新のものにすることは困難であるため、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データを正確なものにし、かつ、最新のものとするに努力することが期待されているのである。

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

例えば、農山漁村地域における土地等に関する情報などは、不在村者が多数存在する場合、正確かつ最新の情報の把握を行いにくいということが想定され、このような場合は、利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの内容の正確性・最新性を確保すれば足りると考えられる。

## 《個人情報保護法》

### （安全管理措置）

第20条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## 《ガイドライン》

1. 本条は、個人情報取扱事業者において、個人情報が一般社会、経済社会において占める重要な意義に照らし、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講ずべき義務を負うことを定め

るものである。

2. 個人データの安全管理のためには、個人データがコンピュータ処理されていることが多いことによると、コンピュータ・セキュリティだけのように考えられがちであるが、それにとどまらないものである。個人データの安全管理のためには、個人情報取扱事業者のデータ処理全般につき要請される義務であって、個人情報取扱事業者の組織的、人的、物理的、及び技術的な観点から安全管理措置を講じなければならないものである。

具体的にどのような安全管理措置を講ずべきかは、本人の個人データが漏洩、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱い状況等に起因するリスクに応じ、個人データを記録した媒体の性質にも配慮して、必要かつ適切な措置を講じることが要請される。

会員としては、顧客情報が重要な個人情報であり、顧客情報の漏洩等による本人の被害、事業の末端における個人情報の取扱いの必要性、事業者全体における個人情報の利用の実態、顧客情報のコンピュータ、紙媒体による利用の必要性、事業者の規模を考慮し、必要かつ適切な安全管理措置を策定し、実施することが必要である。

本会においては、外務員に関する情報、会員である商品先物取引業者の経営者に関する情報が重要な個人情報であるが、これらの個人情報は登録、監督のために取得、管理、利用されているものであり、限定的な利用を前提としているものであることに鑑み、必要かつ適切な安全管理措置を策定し、実施することが必要となる。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【必要かつ適切な安全管理措置を講じているとはいえない場合】**

事例1) 公開されることを前提としていない個人データが事業者のウェブ画面上で不特定多数に公開されている状態を個人情報取扱事業者が放置している場合

事例2) 組織変更が行われ、個人データにアクセスする必要がなくなった従事者が個人データにアクセスできる状態を個人情報取扱事業者が放置していた場合で、その従事者が個人データを漏えいした場合

事例3) 本人が継続的にサービスを受けるために登録していた個人データが、システム障害により破損したが、採取したつもりのバックアップも破損しており、個人データを復旧できずに滅失又はき損し、本人がサービスの提供を受けられなくなった場合

事例4) 個人データに対してアクセス制御が実施されておらず、アクセスを許可されていない従業者がそこから個人データを入手して漏えいした場合

事例5) 個人データをバックアップした媒体が、持ち出しを許可されていない者により持ち出し可能な状態になっており、その媒体が持ち出されてしまった場合

3. 組織的な安全管理措置については、個人データの安全管理について従業者（法第21条参照）の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書（以下「規程等」という。）を整備運用し、その実施状況を確認することをいうものとされている。

組織的な安全管理措置には、以下の事項が含まれるべきであるとされているから、会員においても、その事業の実態に即して、このような安全管理措置を策定し、講じなければならない。

- (1) 個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備
- (2) 個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用
- (3) 個人データの取扱い状況を一覧できる手段の整備
- (4) 個人データ安全管理措置の評価、見直し及び改善
- (5) 事故又は違反への対処

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

内部規程に定める事項としては、以下のものが考えられる。

- 1) 個人データを取り扱う者に関する事項
  - ・ 個人データを実際に取り扱う者を、業務に必要な範囲内に限定すること。
  - ・ 個人データを実際に取り扱う者に、ID、パスワード等を付与し、個人データを取り扱う際には、認証を行うこと。
  - ・ 個人データを取り扱う権限を、業務に必要な範囲内に限定すること。
- 2) 個人データの取扱い手続に関する事項
  - ・ 個人データを取り扱うには、取扱いの権限を付与された者のID、パスワード等の入力又は確認が原則として必要であること。
  - ・ 個人データを取り扱える場所、時間に関する事項
  - ・ 保管に関する事項
  - ・ 個人データの不必要な閲覧の禁止
  - ・ 個人データの外部への持出しの制限に関する事項
  - ・ 手続に従った個人データの取扱いの実施状況の確認、監査に関する事項
- 3) その他
  - ・ 迅速かつ適切な苦情処理に関するマニュアル
  - ・ 漏えい等が発生した場合の対処に関するマニュアル

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【各項目について講じることが望まれる事項】**

- ① 個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備をする上で望まれる事項
    - ・ 従業者の役割・責任の明確化
- ※個人データの安全管理に関する従業者の役割・責任を職務分掌規程、職

務権限規程等の内部規程、契約書、職務記述書等に具体的に定めることが望ましい。

- ・ 個人情報保護管理者（いわゆる、チーフ・プライバシー・オフィサー（CPO））設置
  - ・ 個人データの取扱い（取得・入力、移送・送信、利用・加工、保管・バックアップ、消去・廃棄等の作業）における作業責任者の設置及び作業担当者の限定
  - ・ 個人データを取り扱う情報システム運用責任者の設置及び担当者（システム管理者を含む）の限定
  - ・ 個人データの取扱いにかかわるそれぞれの部署の役割と責任の明確化
  - ・ 監査責任者の設置
  - ・ 監査実施体制の整備
  - ・ 個人データの取扱いに関する規程等に違反している事実又は兆候があることに気づいた場合の、代表者等への報告連絡体制の整備
  - ・ 個人データ漏えい等の事故が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合の、代表者への報告連絡体制の整備
    - ※個人データ漏えい等についての情報は代表窓口、苦情処理窓口を通じ、外部からもたらされる場合もあるため、苦情の処理体制等との連携を図ることが望ましい（法第31条参照）。
  - ・ 漏えい等の事故による影響を受ける可能性のある本人への情報提供体制の整備
  - ・ 漏えい等の事故発生時における主務大臣及び認定個人情報保護団体等に対する報告体制の整備
- ② 個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用をすすめる上で望まれる事項
- ・ 個人データの取扱いに関する規程等の整備とそれらに従った運用
  - ・ 個人データを取り扱う情報システムの安全管理措置に関する規程等の整備とそれらに従った運用
    - ※なお、これらについてのより詳細な記載事項については、下記の【個人データの取扱いに関する規程等に記載することが望まれる事項】を参照
  - ・ 個人データの取扱いに係る建物、部屋、保管庫等の安全管理に関する規程等の整備とそれらに従った運用
  - ・ 個人データの取扱いを委託する場合における受託者の選定基準、委託契約書のひな型等の整備とそれらに従った運用
  - ・ 定められた規程等に従って業務手続が適切に行われたことを示す監査証跡
- ※の保持
- ※保持しておくことが望ましい監査証跡としては、個人データに関する情報システム利用申請書、ある従業員に特別な権限を付与するための権限付与申請書、情報システム上の利用者とその権限の一覧表、建物等への入退館（室）記録、個人データへのアクセスの記録（例えば、だれがど

のような操作を行ったかの記録)、教育受講者一覧表等が考えられる。

- ③ 個人データの取扱い状況を一覧できる手段の整備をする上で望まれる事項
  - ・ 個人データについて、取得する項目、通知した利用目的、保管場所、保管方法、アクセス権限を有する者、利用期限、その他個人データの適正な取扱いに必要な情報を記した個人データ取扱台帳の整備
  - ・ 個人データ取扱台帳の内容の定期的な確認による最新状態の維持
- ④ 個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善をする上で望まれる事項
  - ・ 監査計画の立案と、計画に基づく監査(内部監査又は外部監査)の実施
  - ・ 監査実施結果の取りまとめと、代表者への報告
  - ・ 監査責任者から受ける監査報告、個人データに対する社会通念の変化及び情報技術の進歩に応じた定期的な安全管理措置の見直し及び改善
- ⑤ 事故又は違反への対処をする上で望まれる事項
  - ・ 事実関係、再発防止策等の公表
  - ・ その他、以下の項目等の実施
    - ア) 事実調査、イ) 影響範囲の特定、ウ) 影響を受ける可能性のある本人及び主務大臣等への報告、エ) 原因の究明、オ) 再発防止策の検討・実施

**【個人データの取扱いに関する規程等に記載することが望まれる事項】**

以下、(i)取得・入力、(ii)移送・送信、(iii)利用・加工、(iv)保管・バックアップ、(v)消去・廃棄という、個人データの取扱いの流れに従い、そのそれぞれにつき規程等に記載することが望まれる事項を列記する。

(i) 取得・入力

i) 作業責任者の明確化

- ・ 個人データを取得する際の作業責任者の明確化
- ・ 取得した個人データを情報システムに入力する際の作業責任者の明確化

(以下、併せて「取得・入力」という。)

ii) 手続の明確化と手続に従った実施

- ・ 取得・入力する際の手続の明確化
- ・ 定められた手続による取得・入力の実施
- ・ 権限を与えられていない者が立ち入れない建物、部屋(以下「建物等」という。)での入力作業の実施
- ・ 個人データを入力できる端末の、業務上の必要性に基づく限定
- ・ 個人データを入力できる端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定(例えば、個人データを入力できる端末では、CD-R、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないようにする。)

iii) 作業担当者の識別、認証、権限付与

- ・ 個人データを取得・入力できる作業担当者の、業務上の必要性に基づく限定
- ・ IDとパスワードによる認証、生体認証等による作業担当者の識別



- ・ 作業担当者に付与する権限の限定
  - ・ 個人データの取得・入力業務を行う作業担当者に付与した権限の記録
- iv) 作業担当者及びその権限の確認
- ・ 手続の明確化と手続に従った実施、及び作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況の確認
  - ・ アクセスの記録、保管と、権限外作業の有無の確認
- (ii) 移送・送信
- i) 作業責任者の明確化
- ・ 個人データを移送・送信する際の作業責任者の明確化
- ii) 手続の明確化と手続に従った実施
- ・ 個人データを移送・送信する際の手続の明確化
  - ・ 定められた手続による移送・送信の実施
  - ・ 個人データを移送・送信する場合の個人データの暗号化（例えば、公衆回線を利用して個人データを送信する場合）移送時におけるあて先確認と受領確認（例えば、配達記録郵便等の利用）
  - ・ F A X等におけるあて先番号確認と受領確認
  - ・ 個人データを記した文書をF A X等に放置することの禁止
  - ・ 暗号鍵やパスワードの適切な管理
- iii) 作業担当者の識別、認証、権限付与
- ・ 個人データを移送・送信できる作業担当者の、業務上の必要性に基づく限定
  - ・ I Dとパスワードによる認証、生体認証等による作業担当者の識別
  - ・ 作業担当者に付与する権限の限定（例えば、個人データをコンピューターネットワークを介して送信する場合、送信するものは個人データの内容を閲覧、変更する権限は必要ない。）
  - ・ 個人データの移送・送信業務を行う作業担当者に付与した権限の記録
- iv) 作業担当者及びその権限の確認
- ・ 手続の明確化と手続に従った実施、及び作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況の確認
  - ・ アクセスの記録、保管と、権限外作業の有無の確認
- (iii) 利用・加工
- i) 作業責任者の明確化
- ・ 個人データを利用・加工する際の作業責任者の明確化
- ii) 手続の明確化と手続に従った実施
- ・ 個人データを利用・加工する際の手続の明確化
  - ・ 定められた手続による利用・加工の実施
  - ・ 権限を与えられていない者が立ち入れない建物等での利用・加工の実施

- ・ 個人データを利用・加工できる端末の、業務上の必要性に基づく限定
  - ・ 個人データを利用・加工できる端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく、限定（例えば、個人データを閲覧だけできる端末では、C D-R、U S Bメモリ等の外部記録媒体を接続できないようにする）
- iii) 作業担当者の識別、認証、権限付与
- ・ 個人データを利用・加工する作業担当者の、業務上の必要性に基づく限定
  - ・ I Dとパスワードによる認証、生体認証等による作業担当者の識別
  - ・ 作業担当者に付与する権限の限定（例えば、個人データを閲覧することのみが業務上必要とされる作業担当者に対し、個人データの複写、複製を行う権限は必要ない。）
  - ・ 個人データを利用・加工する作業担当者に付与した権限（例えば、複写、複製、印刷、策所、変更等）の記録
- iv) 作業担当者及びその権限の確認
- ・ 手続の明確化と手続に従った実施、及び作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況の確認
  - ・ アクセスの記録、保管と権限外作業の有無の確認
- (iv) 保管・バックアップ
- i) 作業責任者の明確化
- ・ 個人データを保管・バックアップする際の作業責任者の明確化
- ii) 手続の明確化と手続に従った実施
- ・ 個人データを保管・バックアップする際の手続の明確化  
※情報システムで個人データを処理している場合は、個人データのみならず、オペレーティングシステム（O S）やアプリケーションのバックアップも必要となる場合がある
  - ・ 定められた手続による保管・バックアップの実施
  - ・ 個人データを保管・バックアップする場合の個人データの暗号化
  - ・ 暗号鍵やパスワードの適切な管理
  - ・ 個人データを記録している媒体を保管する場合の施錠管理
  - ・ 個人データを記録している媒体を保管する部屋、保管庫等の鍵の管理
  - ・ 個人データを記録している媒体の遠隔地保管
  - ・ 個人データのバックアップから迅速にデータが復元できることのテストの実施
  - ・ 個人データのバックアップに関する各種事象や障害の記録
- iii) 作業担当者の識別、認証、権限付与
- ・ 個人データを保管・バックアップする作業担当者の、業務上の必要性に基づく限定

- ・ IDとパスワードによる認証、生体認証等による作業担当者の識別
  - ・ 作業担当者に付与する権限の限定（例えば、個人データをバックアップする場合、その作業担当者は個人データの内容を閲覧、変更する権限は必要ない。）
  - ・ 個人データの保管・バックアップ業務を行う作業担当者に付与した権限（例えば、バックアップの実行、保管庫の鍵の管理等）の記録
- iv) 作業担当者及びその権限の確認
- ・ 手続の明確化に従った実施、及び作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況の確認
  - ・ アクセスの記録、保管と権限外作業の有無の確認
- (v) 消去・廃棄
- i) 作業責任者の明確化
- ・ 個人データを消去する際の作業責任者の明確化
  - ・ 個人データを保管している機器、記録している媒体を廃棄する際の作業責任者の明確化
- ii) 手続の明確化と手続に従った実施
- ・ 消去・廃棄する際の手続の明確化
  - ・ 定められた手続による消去・廃棄の実施
  - ・ 権限を与えられていない者が立ち入れない建物での消去・廃棄作業の実施
  - ・ 個人データを消去できる端末の、業務上の必要性に基づく限定
  - ・ 個人データが記録された媒体や機器をリース会社に返却する前の、データの完全消去（例えば、意味のないデータを媒体に1回又は複数回上書きする。）
  - ・ 個人データが記録された媒体の物理的な破壊（例えば、シュレッダー、メディアシュレッダー等で破壊する。）
- iii) 作業担当者の識別、認証、権限付与
- ・ 個人データを消去・廃棄できる作業担当者の、業務上の必要性に基づく限定
  - ・ IDとパスワードによる認証、生体認証等による作業担当者の識別
  - ・ 作業担当者に付与する権限の限定
  - ・ 個人データの消去・廃棄を行う作業担当者に付与した権限の記録
- iv) 作業担当者及びその権限の確認
- ・ 手続の明確化と手続に従った実施、及び作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況の確認
  - ・ アクセスの記録、保管、権限外作業の有無の確認

4. 人的な安全管理措置については、従業者に対する、業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行うことをいうものとされている。人的な安全

管理措置には以下の事項が含まれるべきであるとされているから、会員においても、その事業の実態に即して、このような安全管理措置を策定し、講じなければならない。

- (1) 雇用契約時及び委託契約時における非開示契約の締結
- (2) 従業者に対する教育・訓練の実施

なお、管理者が定めた規程等を守るように監督することについては、法第21条を参照することが必要である。

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

- ・ 内部規程の周知・徹底を図ること。
- ・ 従業者の監督を適切に行うこと。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【各項目について講じることが望まれる事項】**

- ① 雇用契約時及び委託契約時における非開示契約の締結をする上で望まれる事項
  - ・ 従業者の採用時又は委託契約時における非開示契約の締結  
※雇用契約又は委託契約等における非開示条項は、契約終了後も一定期間有効であるようにすることが望ましい。
  - ・ 非開示契約に違反した場合の措置に関する規程の整備  
※個人データを取り扱う従業者ではないが、個人データを保有する建物等に立ち入る可能性がある者、個人データを取り扱う情報システムにアクセスする可能性がある者についてもアクセス可能な関係者の範囲及びアクセス条件について契約書等に明記することが望ましい。なお、個人データを取り扱う従業者以外の者には、情報システムの開発・保守関係者、清掃担当者、警備員等が含まれる。
- ② 従業者に対する周知・教育・訓練を実施する上で望まれる事項
  - ・ 個人データ及び情報システムの安全管理に関する従業者の役割及び責任を定めた内部規程等についての周知
  - ・ 個人データ及び情報システムの安全管理に関する従業者の役割及び責任についての教育・訓練の実施
  - ・ 従業者に対する必要かつ適切な教育・訓練が実施されていることの確認

5. 物理的な安全管理措置については、入退館（室）の管理、個人データの盗難の防止等の措置をいうものとされている。物理的な安全管理措置には、以下の事項が含まれるべきであるとされているから、会員においても、その事業の実態に即して、このような安全管理措置を策定し、講じなければならない。

- (1) 入退館（室）管理の実施
- (2) 盗難等の防止
- (3) 機器・装置等の物理的な保護

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【物理的安全管理措置として講じることが望まれる事項】**

- ① 入退館（室）管理を実施する上で望まれる事項
  - ・ 個人データを取り扱う業務上の、入退館（室）管理を実施している物理的に保護された室内での実施
  - ・ 個人データを取り扱う情報システム等の、入退館（室）管理を実施している物理的に保護された室内等への設置
- ② 盗難等を防止する上で望まれる事項
  - ・ 離席時の個人データを記した書類、媒体、携帯可能なコンピューター等の机上等への放置の禁止
  - ・ 離席時のパスワード付きスクリーンセイバ等の起動
  - ・ 個人データを含む媒体の施錠保管
  - ・ 氏名、住所、メールアドレス等を記載した個人データとそれ以外の個人データの分離保管
  - ・ 個人データを取り扱う情報システムの操作マニュアルの机上等への放置の禁止
- ③ 機器・装置等を物理的に保護する上で望まれる事項
  - ・ 個人データを取り扱う機器・装置等の、安全管理上の脅威（例えば、盗難、破壊、破損）や環境上の脅威（例えば、漏水、火災、停電）からの物理的な保護

6. 技術的な安全管理措置については、個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人データに対する技術的な安全管理措置をいうものとされている。技術的な安全管理措置には、以下の事項が含まれるべきであるとされているから、会員においても、その事業の実態に即して、このような安全管理措置を策定し、講じなければならない。

- (1) 個人データへのアクセスにおける識別と認証
- (2) 個人データへのアクセス制御
- (3) 個人データへのアクセス権限の管理
- (4) 個人データのアクセス記録
- (5) 個人データを取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策
- (6) 個人データの移送・送信時の対策
- (7) 個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- (8) 個人データを取り扱う情報システムの監視

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

- ・ 個人データへアクセスする際に、I D、パスワード等を入力しなければログインできないシステムの整備
- ・ パスワード等の入力を一定回数以上誤った場合のアクセスを拒否するプログラムの作成
- ・ ファイアウォールの構築
- ・ 個人データの移送（運搬・持出し、郵送、宅配等）、通信時における情報の暗号化
- ・ 紙媒体の個人データを施錠できる場所、金庫等へ保管すること。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【各項目について講じることが望まれる事項】**

- ① 個人データへのアクセスにおける識別と認証を行う上で望まれる事項
  - ・ 個人データに対する正当なアクセスであることを確認するためにアクセス権限を有する従業者本人であることの識別と認証（例えば、I Dとパスワードによる認証、生体認証等）の実施
    - ※ I Dとパスワードを利用する場合には、パスワードの有効期限の設定、同一又は類似パスワードの再利用の制限、最低パスワード文字数の設定、一定回数以上ログインに失敗したI Dを停止する等の措置を講じることが望ましい。
  - ・ 個人データへのアクセス権限を有する各従業者が使用できる端末又はアドレス等の識別と認証（例えば、MACアドレス認証、IPアドレス認証、電子証明書や秘密分散技術を用いた認証等）の実施
- ② 個人データへのアクセス制御を行う上で望まれる事項
  - ・ 個人データへのアクセス権限を付与すべき従業者数の最小化
  - ・ 識別に基づいたアクセス制御（パスワードを設定したファイルがだれでもアクセスできる状態は、アクセス制御はされているが、識別がされていないことになる。このような場合には、パスワードを知っている者が特定され、かつ、アクセスを許可する者に変更があるたびに、適切にパスワードを変更する必要がある）
  - ・ 従業者に付与するアクセス権限の最小化
  - ・ 個人データを格納した情報システムへの同時利用者数の制限
  - ・ 個人データを格納した情報システムの利用時間の制限（例えば、休業日や業務時間外等の時間帯には、情報システムにアクセスできないようにする等）
  - ・ 個人データを格納した情報システムへの無権限アクセスからの保護（例えば、ファイアウォール、ルータ等の設定）

- ・ 個人データにアクセス可能なアプリケーションの無権限利用の防止（例えば、アプリケーションシステムに認証システムを実装する、業務上必要となる従業員が利用するコンピューターのみに必要なアプリケーションシステムをインストールする、業務上必要な機能のみメニューに表示させる等）
  - ※情報システムの特権ユーザーであっても、情報システムの管理上個人データの内容を知らなくてもよいのであれば、個人データへ直接アクセスできないようにアクセス制御をすることが望ましい。
  - ※特権ユーザーに対するアクセス制御については、例えば、トラステッドOSやセキュアOS、アクセス制御機能を実現する製品等の利用が考えられる。
- ・ 個人データを取り扱う情報システムに導入したアクセス制御機能の有効性の検証（例えば、ウェブアプリケーションのぜい弱性有無の検証）
- ③ 個人データへのアクセス権限の管理を行う上で望まれる事項
  - ・ 個人データにアクセスできる者を許可する権限管理の適切かつ定期的な実施（例えば、定期的に個人データにアクセスする者の登録を行う作業担当者が適当であることを十分に審査し、その者だけが、登録等の作業を行えるようにする）
  - ・ 個人データを取り扱う情報システムへの必要最小限のアクセス制御の実施
- ④ 個人データへのアクセスの記録を行う上で望まれる事項
  - ・ 個人データへのアクセスや操作の成功と失敗の記録（例えば、個人データへのアクセスや操作を記録できない場合には、情報システムへのアクセスの成功と失敗の記録）
  - ・ 採取した記録の漏えい、滅失及びき損からの適切な保護
    - ※個人データを取り扱う情報システムの記録が個人情報に該当する場合はあることに留意する。
- ⑤ 個人データを取り扱う情報システムについて不正ソフトウェア対策を実施する上で望まれる事項
  - ・ ウイルス対策ソフトウェアの導入
  - ・ オペレーティングシステム（OS）、アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア（いわゆる、セキュリティパッチ）の適用
  - ・ 不正ソフトウェア対策の有効性・安定性の確認（例えば、パターンファイルや修正ソフトウェアの更新の確認）
- ⑥ 個人データの移送（運搬、郵送、宅配便等）・送信時の対策の上で望まれる事項
  - ・ 移送時における紛失・盗難が生じた際の対策（例えば、媒体に保管されている個人データの暗号化）
  - ・ 盗聴される可能性のあるネットワーク（例えば、インターネットや無線LAN等）で個人データを送信（例えば、本人及び従業員による入力やアクセス、メールに添付してファイルを送信する等を含むデータの転送等）する際の、個人データの暗号化

- ⑦ 個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策の上で望まれる事項
  - ・ 情報システムの動作確認時のテストデータとして個人データを利用することの禁止
  - ・ 情報システムの変更時に、それらの変更によって情報システム又は運用環境のセキュリティが損なわれないことの検証
- ⑧ 個人データを取り扱う情報システムの監視を行う上で望まれる事項
  - ・ 個人データを取り扱う情報システムの使用状況の定期的な監視
  - ・ 個人データへのアクセス状況（操作内容も含む。）の監視

※個人データを取り扱う情報システムを監視した結果の記録が個人情報に該当する可能性があることに留意する。

## 《個人情報保護法》

### （従業員の監督）

第21条 個人情報取扱事業者は、その従業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

## 《ガイドライン》

1. 本条は、法第20条所定の安全管理措置の遵守義務の一環として、個人データを取り扱う個人情報取扱事業者の従業員に対する監督義務を定めたものである。
2. 個人情報取扱事業者は、自ら負う法第20条所定の安全管理措置義務を遵守するため、自己が個人データを取り扱うに当たって従事させている従業員に対し必要かつ適切な監督をしなければならないものである（法第21条）。

「従業員」とは、個人情報取扱事業者の組織内にあつて直接、あるいは間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいう。このような指揮監督の関係であれば、法律上の地位、契約の種類を問わないものであり、例えば、雇用関係にある従業員である正社員、契約社員、嘱託社員、外務員、パート社員、アルバイト社員だけでなく、取締役、執行役、執行役員、理事、監査役、監事、派遣社員も含まれるものである（この意味では、労働者、従業員を含むが、さらに広い概念である。）。

会員においても、それぞれが取得し、管理し、利用する各種の個人データについて法第20条所定の安全管理措置を講ずる義務を負うとともに、その一環として、本条所定の従業員に対する監督義務を履行することが要請されるから、そのための内部組織を構築し、規程等を制定し、必要かつ適切な監督を実施することが必要である。



経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【従業者に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合】**

事例1) 従業者が、個人データの安全管理措置を定める規程等に従って業務を行っていることを、あらかじめ定めた間隔で定期的に確認せず、結果、個人データが漏えいした場合

事例2) 内部規程等に違反して個人データが入ったノート型パソコンを繰り返し持ち出されていたにもかかわらず、その行為を放置した結果、紛失し、個人データが漏えいした場合

**【従業者のモニタリングを実施する上での留意点】**

個人データの取扱いに関する従業者及び委託先の監督、その他安全管理措置の一環として従業者を対象とするビデオ及びオンラインによるモニタリング（以下「モニタリング」という。）を実施する場合は、次の点に留意する。

その際、雇用管理に関する個人情報の取扱いに関する重要事項を定めるときは、あらかじめ労働組合等に通知し、必要に応じて、協議を行うことが望ましい。また、その重要事項を定めたときは、労働者等に周知することが望ましい。

なお、経済産業省ガイドライン及び平成16年厚生労働省告示第259号「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」第三九（一）に規定する雇用管理に関する個人情報の取扱いに関する重要事項とは、モニタリングに関する事項等という。

- ・ モニタリングの目的、すなわち取得する個人情報の利用目的をあらかじめ特定し、社内規程に定めるとともに、従業者に明示すること。
- ・ モニタリングの実施に関する責任者とその権限を定めること。
- ・ モニタリングを実施する場合にはあらかじめモニタリングの実施について定めた社内規程案を策定するものとし、事前に社内に徹底すること。
- ・ モニタリングの実施状況については、適正に行われているか監査又は確認を行うこと。

《個人情報保護法》

（委託先の監督）

第22条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

## 《ガイドライン》

1. 本条は、法第20条所定の安全管理措置の遵守義務の一環として、個人データを取り扱う個人情報取扱事業者の個人データの委託先に対する監督義務を定めたものである。
2. 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、法第20条所定の安全管理措置義務を遵守させるよう、受託者に対して必要かつ適切な監督をしなければならないとされている（法第22条）。

個人情報取扱事業者は、事業を遂行するに当たって、自己の保有する個人データの取扱いを第三者（法第21条所定の従業者を除くものである。）に委託することがあるが、受託者（委託先）によって個人データの漏洩、滅失等の事故が発生したような場合、受託者だけでなく、個人データの取扱いを委託した個人情報取扱事業者が法的な責任を負うことがあるし、個人情報取扱事業者に監督義務を課すことによって個人データの安全管理措置を一層確実なものとすることができる。個人情報取扱事業者が監督義務を負う個人データの受託者の範囲は、法第21条所定の従業者を除く第三者であり、個人情報取扱事業者の委託によって個人データを取り扱う者であり、その法律上の地位、契約の種類を問わないものである。例えば、データ処理を依頼したコンピュータ業者、弁護士、公認会計士等が含まれる。

「必要かつ適切な監督」は、受託者の職業上の地位、法律の業務規制、委託者である個人情報取扱事業者と受託者との関係、委託された個人データの内容、性質等の事情を考慮して、個々の事案ごとに検討することが必要であるが、委託契約において、当該個人データの取扱いに関して、必要かつ適切な安全管理措置として、委託者、受託者双方が同意した内容を契約に盛り込むとともに、同内容が適切に遂行されていることを、あらかじめ定めた間隔で確認することも含まれるものである。

なお、優越的地位にある者が委託者の場合、受託者に不当な負担を課すことがあってはならない。

また、受託者が委託された個人データを他の第三者に再委託することができるかは、最初の委託者である個人情報取扱事業者と受託者との間の契約によって定められる事柄であるが、仮に契約上、再委託が明示的に禁止されていない場合には、最初の受託者が無断で個人データの取扱いを再委託し、再受託者が個人データの漏洩、滅失等の事故を生じさせることがあり、委託者である個人情報取扱事業者が法的な責任を負うことがあり得るので、受託者に対する監督は、再委託等についても及ぶことがある。

会員においても、顧客情報等の個人データの取扱いを第三者に委託することがあるが、その際には、第三者に対する必要かつ適切な監督を実施することが求められる。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

### 【受託者に必要かつ適切な監督を行っていない場合】

事例1) 個人データの安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も定期的に把握せず外部の事業者に委託した場合で、受託者が個人データを漏え

いした場合

事例 2) 個人データの取扱いに関して定めた安全管理措置の内容を受託者に指示せず、結果、受託者が個人データを漏えいした場合

事例 3) 再委託の条件に関する指示を受託者に行わず、かつ受託者の個人データの取扱状況の確認を怠り、受託者が個人データの処理を再委託し、結果、再委託先が個人データを漏えいした場合

**【個人データの取扱いを委託する場合に契約に盛り込むことが望まれる事項】**

- ・ 委託者及び受託者の責任の明確化
- ・ 個人データの安全管理に関する事項
  - ・ 個人データの漏えい防止、盗用禁止に関する事項
  - ・ 委託契約範囲外の加工、利用の禁止
  - ・ 委託契約範囲外の複写、複製の禁止
  - ・ 委託契約期間
  - ・ 委託契約終了後の個人データの返還・消去・廃棄に関する事項
- ・ 再委託に関する事項
  - ・ 再委託を行うに当たっての委託者への文書による報告
- ・ 個人データの取扱状況に関する委託者への報告の内容及び頻度
- ・ 契約内容が遵守されていることの確認（例えば、情報セキュリティ監査なども含まれる）
- ・ 契約内容が遵守されていなかった場合の措置
- ・ セキュリティ事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

《個人情報保護法》

（第三者提供の制限）

第 23 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしてい

る場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報取扱事業者は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 個人情報取扱事業者は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

## 《ガイドライン》

1. 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得し、管理し、利用するに当たり、自己の事業に利用するだけでなく、様々な事情から第三者に個人情報を提供することがあるが、本条は、個人情報の第三者への提供につき、原則として個人情報に係る本人の事前の同意が必要であることを明らかにするとともに、その例外的な取扱いをすることができる場合を定めるものである。

2. 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供する場合には、事前に本人の同意を得ることが必要であるのが原則である（法第23条第1項）。

個人情報取扱事業者が本人から同意を得るためには、その前提として、本人が同意をするかどうかを判断するに足りる第三者の範囲、提供の目的等の事情を説明することが必要である。

本人の同意は、個人情報の取扱いに関する利用目的を認識し、理解した上でされることが必要であり、本人がこのような認識能力を欠いていたり、認識することができない状況の下で同意をしても無効である。

本人の同意は、口頭によっても可能であるが、後日の紛争を予防するためには、書面によることが望ましい。

なお、本人の同意については、法第16条第1項の解説参照。

個人データの第三者提供については、第三者の範囲、提供の意義、同意を要しない例外的な場合が問題になり得る。

まず、「第三者」の範囲については、個人情報取扱事業者の従業者（法第21条参照）、内部組織の担当者、構成員を除く者であるということが出来るが、本条4項は、さらに第三者に該当しない者を拡大しているから、これらの者以外の者が第三者ということになる。企業グループに属する各会社、同一のオーナーによって経営されている各会社であっても、第三者に当たるものである。

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

第1項の第三者提供に該当する場合としては、例えば、以下の場合が挙げられる。

- ・ 企業グループ間、系列企業間、親子会社間等で個人データを共有、交換する場合
- ・ フランチャイズ組織の本部、加盟店間で個人データを共有、交換する場合
- ・ 同業者間で個人データを共有、交換する場合

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【第三者提供とされる事例】**（ただし、第法23条第4項各号の場合を除く。）

事例1） 親子兄弟会社、グループ会社の間で個人データを交換する場合

事例2） フランチャイズ組織の本部と加盟店の間で個人データを交換する場合

事例3） 同業者間で特定の個人データを交換する場合

事例4） 外国の会社に国内に居住している個人の個人データを提供する場合

**【第三者提供とされない事例】**（ただし、利用目的による制限がある。）

事例） 同一事業者内で他部門へ個人データを提供すること。

「提供」の意義は、個人データを利用可能な状態に置くことであると解される。個人データの提供のためには、データが記録されている媒体の占有の移転を伴うこともあるが、ネットワーク等の利用権限が付与されたような場合には、個人データをネットワーク等を利用することにより利用することが可能であるから、提供に当たるといえることができる。

個人データの提供につき本人の事前の同意を要しない例外的な場合としては、次のような場合が法定されている（法第23条第1項）。

(1) 法令に基づく場合

法令に基づき第三者に個人データの提供が義務づけられる等する場合には、個人情報取扱事業者としては、本人の事前の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる。

会員においても、商品取引所法等の法令に基づいて主務官庁等によって個人データの提供が要求されることがあるから、本号の意義、解釈を正確に理解し、個人データの提供の可否、当否を判断することが必要である。

また、本会においては、会員の商品先物取引業者、その所属外務員に対して商品取引所法等の法令に基づき経営者、外務員に関する個人データの提供を求めることがあるが、個人情報取扱事業者にとっては、本号に該当する個人データの提供であるといえることができる。

なお、法第16条第3項第1号の解説参照。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合にもまた、個人情報取扱事業者としては、本人の事前の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる。

会員においても、顧客の権利利益の保護のために、第三者に個人データを提供することが本号に基づき認められることがあろう。

なお、法第16条第3項第2号の解説参照。

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

具体的には、意識不明となった者について、治療等の必要上、血液型、家族の連絡先等に関する情報を医療機関等に提供する場合が考えられる。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合にもまた、個人情報取扱事業者としては、本人の事前の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる。

なお、法第16条第3項第3号の解説参照。

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

例えば、疾病予防・治療に関する疫学調査、児童の非行防止に関する関係機関や地域社会の連携のための情報交換等を行う場合が考えられる。

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合にもまた、個人情報取扱事業者としては、本人の事前の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる。

本号の場合は、前記の本条第1項第1号所定の場合と相まって、会員においては、主務官庁、日本商品先物取引協会、取引所による監督を実施するに当たっては、重要な規定であり、その意義、適用範囲につき十分な理解をしておくことが重要である。

なお、法第16条第3項第4号の解説参照。

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

例えば、国の行政事務に協力して、保有する個人データを提供しようとするときに、

- 1) 同意を得るべき者が多数にのぼり、そのすべてから同意を得ることが事実上不可能な場合、
- 2) 当該事務の性質上本人の同意を得ようとすることに事務の遂行自体が阻害されるおそれがある場合

等が考えられる。

3. 前記のとおり、個人情報取扱事業者が第三者に個人データを提供する場合には、原則として、事前に本人の同意を得ることが必要であるが、例外として、オプトアウト制度が認められている（法23条2項）。

具体的には、個人情報取扱事業者が、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、①第三者への提供を利用目的とすること、②第三者に提供される個人データの項目、③第三者への提供の手段又は方法、④本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することについて、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合には、当該個人データを第三者に提供することができるのである。

オプトアウトとは、第三者への提供を利用目的とすること、第三者に提供される個人データの項目、第三者への提供の手段又は方法、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することの各事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、本人の求めに応じて第三者へ個人データの提供を停止することとしていることである。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること
- (2) 第三者に提供される個人データの項目

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

例えば、氏名、住所、電話番号、口座番号、商品購入履歴等である。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【個人データの項目の事例】**  
事例 1) 氏名、住所、電話番号  
事例 2) 氏名、商品購入履歴

(3) 第三者への提供の手段又は方法

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

例えば、書籍（地図等）として出版する、インターネットに掲載する、電子ファイルで提供する、紙媒体で提供する等である。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【手段・方法の事例】**  
事例 1) 書籍としての出版  
事例 2) インターネットに掲載  
事例 3) プリントアウトして交付等

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

これらの4項目のうち、(2)（第三者に提供される個人データの項目）又は(3)（第三者への提供の手段又は方法）の事項を変更する場合には、個人情報取扱事業者は、変更する内容について、事前に、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならないとされている（法第23条第3項）。

「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が法定の各事項を知ろうとすれば、時間的、手段的に簡単に知ることができる状態であると解される。

この要件に当たるかどうかは、個々の個人情報取扱事業者ごとに検討することが必要であるが、一般的には、パンフレット、取引説明書、ホームページ等を利用して本人が



容易に知り得る状態にしておくことで足りるということができる。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【本人が容易に知り得る状態に該当する事例】**

- 事例 1) ウェブ画面中のトップページから 1 回程度の操作で到達できる場所への掲載等が継続的に行われていること。
- 事例 2) 事務所の窓口等への掲示、備付け等が継続的に行われていること。
- 事例 3) 広く頒布されている定期刊行物への定期的掲載を行っていること。
- 事例 4) 電子商取引において、商品を紹介するウェブ画面にリンク先を継続的に掲示すること。

また、オプトアウトの事例も、今後、蓄積が期待されるところであり、会員においても、今後の動向に注目しておくことが重要である。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【オプトアウトの事例】**

- 事例 1) 住宅地図業者（表札や郵便受けを調べて住宅地図を作成し、販売（不特定多数への第三者提供））
- 事例 2) データベース事業者（ダイレクトメール用の名簿等を作成し、販売）

4. また、事前に本人の同意を得ることが必要であるという原則に対して、例外として、前記のように、オプトアウト制度が認められているほか（法第 23 条第 2 項）、第三者に該当しないとされる例外が認められている（法第 23 条第 4 項）。

具体的には、個人データの提供を受ける次のような場合については、その個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しないものとされ、本人の事前の同意を得ることなく、個人データを提供することができるものである。

(1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

法第 22 条は、個人情報取扱事業者が個人データの全部又は一部の取扱いを委託することを前提とし、個人情報取扱事業者の受託者に対する監督義務を定めているが、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、受託者が第三者に当たるかは議論があるところ、本条項は、第三者に該当しないことを定めているものである。個人情報取扱事業者としては、個人データの取扱いの委託をする場合、本人の事前の同意を得ることなく委託をすることができることになる。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【委託に当たる事例】**

事例 1) データの打ち込み等、情報処理を委託するため個人データを渡す場合

事例 2) 百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを渡す場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

株式会社等の法人が合併、会社分割等によって資産が包括的に承継される場合には、資産を承継した株式会社等が第三者に当たらないことは当然である。

また、営業譲渡が行われた場合には、譲渡人の資産は必ずしも包括的に譲受人に承継されるものではないが、有機的一体としての営業が譲渡されることに鑑み、これを合併等と同様に取り扱うことは不合理ではない。

本条項は、合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合には、個人データの提供は、合併等に付随して行われるものであり、承継人が第三者に該当しないことを定めているものである。

株式会社等の合併等の際に行われる調査手続において、調査のために相手方の株式会社、仲介業者等に対して個人データを提供する場合には、本号が適用されるものではない。

なお、法第 16 条第 2 項の解説参照。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【合併その他の事由に当たる事例】**

事例 1) 合併、分社化により、新会社に個人データを渡す場合

事例 2) 営業譲渡により、譲渡先企業に個人データを渡す場合

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

本条項は、個人データを特定の者と共同利用する場合にも、一定の要件の下で、共同利用者が第三者に該当しないことを定めているものである。

具体的には、個人情報取扱事業者が保有する個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及びその個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易

に知り得る状態に置いている場合には、その共同利用する特定の者は第三者に該当しないことになる。

通知等する必要がある事項は、次のとおりである。

- ① 個人データを特定の者との間で共同して利用する旨
- ② 共同して利用される個人データの項目

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【個人データの項目の事例】**

事例1) 氏名、住所、電話番号

事例2) 氏名、商品購入履歴

- ③ 共同して利用する者の範囲

共同利用者の範囲を個別的に列挙することが望ましい。

もっとも、一定の基準で共同利用者が特定され得ることが必要であり、必ずしも個別列挙が必要であるわけではない。

- ④ 利用する者の利用目的

個人情報取扱事業者が個人情報につき利用目的の範囲で利用することが必要であるとの制約は、共同利用の場合にも適用されることは当然である。

利用目的については、法第15条の解説参照。

- ⑤ 個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

この責任を有する者は、個人情報取扱事業者の内部担当責任者のことではなく、個人情報の共同利用する複数の事業者のうち、どの事業者が責任を第一次的に負うのかを明らかにするための規定であるから、その事業者を明らかにすることが必要である。

通知等する必要がある事項のうち、利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更することができる（他の事項については、変更することができないと解される。）場合には、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならないとされている（法第23条第5項）。

会員においては、本人の事前の同意を要することなく、第三者に当たらないタイプの者に個人データを提供することが、本条第4項によって相当に広く認められることがあるから、必要な要件を検討し、本条第4項の規定を利用することも重要である。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【共同利用に該当する事例】**

事例1) グループ企業で総合的なサービスを提供するために利用目的の範囲内

- で情報を共同利用する場合
- 事例 2) 親子兄弟会社の間で利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合
- 事例 3) 外国の会社と利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

## 《個人情報保護法》

(保有個人データに関する事項の公表等)

第 24 条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

二 すべての保有個人データの利用目的（第 18 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合を除く。）

三 次項、次条第 1 項、第 26 条第 1 項又は第 27 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による求めに応じる手続（第 30 条第 2 項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 前 3 号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合

二 第 18 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

## 《ガイドライン》

1. 本条から第 30 条までの規定は、個人情報取扱事業者が保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開示、訂正、利用停止等について負う義務を定めるものであり、本条は、そのうち、保有個人データに関する事項の公表等につき定め、本人の個人情報取扱事業者に対する権利行使の機会を提供しようとするものである。

2. まず、本条は、個人情報取扱事業者が保有個人データにつき一定の事項を公表するこ

とを定めている。

具体的には、個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、一定の事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならないとされている（法第24条第1項）。

「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くこととは、本人が知ろうと思えば、知ることができる状態に置くことであり、ウェブ画面への掲載（常時掲載しておくことまでは必要がない。）、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答すること等のことである。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【本人の知り得る状態に該当する事例】**

- 事例1) 問い合わせ窓口を設け、問い合わせがあれば、口頭又は文章で回答できる体制を構築しておくこと。
- 事例2) 店舗販売において、店舗にパンフレットを備え置くこと。
- 事例3) 電子商取引において、問い合わせ先のメールアドレスを明記すること。

個人情報取扱事業者が保有個人データにつき公表すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
- (2) すべての保有個人データの利用目的（法第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

すべての保有個人データの利用目的を公表することが必要である。

利用目的の意義については、法第15条の解説参照。

もっとも、法第18条第4項第1号ないし第3号の場合には、公表することを要しないものである。

この意義については、法第18条4項の解説参照。

- (3) 法第24条第2項、第25条第1項、第26条第1項又は第27条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続（法第30条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

公表が必要とされる法第24条第2項所定の場合とは、保有個人データの利用目的の通知の手続のことである（法第30条第2項に基づき、手数料の額を定めた場合には、その手数料の額も含む。）。

同様に、法第25条第1項所定の場合とは、保有個人データの開示の手続のことである（法第30条第2項に基づき、手数料の額を定めた場合には、その手数料の額も含む。）。

同様に、法第26条第1項所定の場合とは、保有個人データの訂正等の手続のことである。

同様に、法第27条第1項、第2項所定の場合とは、保有個人データの利用停止等

の手続のことである。

(4) 以上(1)ないし(3)の事項のほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

本号に係る政令第5条は、次に掲げるものを定めている。

- i) 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- ii) 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

3. 個人情報取扱事業者が法の施行前から取得し、保有している個人情報については、法第18条の適用がないため、法施行時に、本条第1項所定の措置を講ずることが必要である。

4. 次に、本条は、個人情報取扱事業者が保有個人データにつき一定の事項を本人に通知することを定めている。

具体的には、個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められた場合には、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならないとされている（法第24条第2項）。

また、個人情報取扱事業者は、本人の求めにかかわらず、求められた保有個人データの利用目的を通知しないことができるが、その旨の決定をした場合には、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならないとされている（法第24条第3項）。

本人の求めにかかわらず、保有個人データの通知をすることを要しない場合としては、次のような場合が定められている（法第24条第2項但書）。

- (1) 法第24条第1項所定の通知により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 法第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合  
この意義については、法第18条第4項の解説参照。

5. 本条所定の保有個人データの公表、通知に関する規定は、会員にも一般的に適用されるから、これらの公表、通知に関する事務処理の体制を構築することが必要である。

## 《個人情報保護法》

### （開示）

第25条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部または一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

## 《ガイドライン》

1. 本条は、本人に個人情報取扱事業者に対する保有個人データの開示請求権を認め、その開示請求手続を定めるものである。

2. 本人が個人情報取扱事業者に対して保有個人情報の開示請求権を有することを前提とし、個人情報取扱事業者は、本人から、その本人が識別される保有個人データの開示（その本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。）を求められた場合には、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、その保有個人データを開示しなければならないとされている（法第25条第1項）。

「政令で定める方法」は、政令第6条により、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）と定められている。

このように、個人情報取扱事業者は、本人の求めにより、原則としてその本人が識別される保有個人データの開示、あるいはその本人が識別される保有個人データが存在しないときには、その旨を知らせることが必要である。この開示は、本人の求めがあった場合には、遅滞なく、保有個人データを調査し、本人に対して開示等をしなければならないものである。

もっとも、この原則に対しては、例外的に開示を要しない場合が定められているが、開示を要しない場合は次のとおりである（法第25条第1項但書）。また、開示をするかどうかは、個人情報取扱事業者が保有している保有個人データの内容によるところであり、例外的な事情は保有個人データを個別に検討することが必要であり、保有個人データの全体又は一部を開示しないことができることとされている。個人情報取扱事業者が保有個人データの不開示を決定した場合には、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものである（法第25条第2項）。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれのある場合  
この意義については、法第16条第3項、第18条第4項の解説参照

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

例えば、重大な疾病に関する情報であって、それを本人が知ることにより、本人に重大な精神的苦痛を与えたり、病状の悪化を引き起こすおそれがある場合等が考えられる。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【該当する事例】**

事 例) 医療機関等において、病名等を開示することにより、本人の心身状況を悪化させるおそれがある場合

- (2) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

この意義については、法第18条第4項の解説参照。

例えば、会員が顧客（個人である場合）の勧誘から取引、決済に至るまでの個人情報を管理している場合、これらの個人情報の中には、当該会員の内部における評価、判断の過程に関する情報が含まれており、これらの情報を開示することによって、当該会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることがあるから、その範囲で開示しないことも可能であろう。

また、本会が外務員に関する個人情報を管理している場合、この個人情報は、外務員の登録、監督のためであり、その開示が監督業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることがあるから、その範囲で開示しないことが可能である。

今後、同一の本人から特段の理由もなく何度も開示請求がされるような事例があり得ることは予想される場所であるが、権利の濫用に当たるような開示請求についても、当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に当たることがある。

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

例えば、開示等を行うことによって、検査業務、審査業務、資格試験業務等に対する不正を助長するおそれ（検査機関、審査機関、試験実施機関の公正な判断を萎縮させてしまうおそれ等）がある場合などが挙げられる。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【該当する事例】**

事例1) 試験実施機関において、採点情報のすべてを開示することにより、



試験制度の維持に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

事例 2) 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占有されることによって他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼす場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

【該当する事例】

事例) 金融機関が「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」第 5 4 条第 1 項に基づいて、主務大臣に取引の届出を行っていたときに、当該届出を行ったことが記録されている保有個人データを開示することが同条第 2 項の規定に違反する場合

また、法のほかに、他の法令で個人情報の開示等の手続が定められている場合には、他の法律が優先的に適用されるものである（法第 2 5 条第 3 項）。

3. 個人情報取扱事業者としては、本条の要請を満たすためには、本人からの開示請求を受理し、本人に関する保有個人データの有無、内容を調査し、開示請求の可否を検討し、その旨を通知することが必要になるが、このような一連の事務処理は、保有個人データを容易に検索し、法上の要件の該当性を判断するというものであり、個人情報取扱事業者の内部にこれに対応できる組織を構築し、運用できる体制を整備し、運用の規則を制定することが必要になる。

このような内部組織は、全国展開しているような事業者の場合には、その本店一箇所に集中して処理するか、あるいは全国の拠点に設置して処理するか等についても検討すべき課題が少なくない。

なお、開示等の求めに応じる手続については、法第 2 9 条参照。

4. 本条所定の保有個人データの開示に関する規定は、会員にも適用されるから、これらの開示に関する事務処理の体制を構築することが必要である。

《個人情報保護法》

(訂正等)

第 2 6 条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データ

の内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

## 《ガイドライン》

1. 本条は、個人情報取扱事業者が保有する本人に関する保有個人データに誤りがあった場合について、本人が訂正等を請求することができるものとし、その訂正等の手續を定めるものである。

2. 個人情報取扱事業者が保有する保有個人データに事実でない内容が含まれている場合（このような事態は、法第25条所定の開示請求等によって発覚することが予想される。）、このような事実でない保有個人データにつき、本人にデータ内容の訂正、追加又は削除（訂正等）を請求することができる権利を本人に認め、本人の求めがあるときは、個人情報取扱事業者は、訂正等の手續をとることが要請されるものである。

具体的には、個人情報取扱事業者は、本人から、その本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、その保有個人データの内容の訂正等を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、その保有個人データの内容の訂正等を行わなければならないとされている（法第26条第1項）。

保有個人データの訂正等とは、保有個人データの訂正、追加、削除をすることである。

訂正等が必要であるのは、訂正等を請求した本人に係る保有個人データの内容に誤りがあり、その内容が事実でない場合であり、内容に誤りがあるすべての場合ではない。また、保有個人データの内容が事実でないかどうかは、個人情報の利用範囲に照らし、その利用目的の達成に必要な範囲で検討し、判断すれば足りるものである。

個人情報取扱事業者は、本人の訂正等の請求があった場合には、遅滞なく必要な調査を行い、調査結果に基づき、保有個人データにつき訂正等をすべきかどうかを判断することが必要になるものである。

調査の結果、保有個人データに誤りがなかったり、誤りが指摘された保有個人データが評価部分であったり、利用目的からみて訂正等をする必要がなかったり、事実の認識の違いであったりするような場合には、訂正等をする必要はない。

個人情報取扱事業者は、保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を

行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならないとされている（法第26条第2項）。

他の法令に特別の手続が定められている場合には、その特別の手続が優先するものである（法第26条第1項）。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【訂正を行う必要がない事例】**

事 例) 訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合

3. 個人情報取扱事業者としては、本条の要請を満たすためには、本人からの訂正等請求を受理し、本人に関する保有個人データの有無、内容、誤りの有無を調査し、訂正等請求の可否を検討し、その旨を通知することが必要になるが、このような一連の事務処理は、保有個人データを容易に検索し、法上の要件の該当性を判断するというものであり、個人情報取扱事業者の内部にこれに対応できる組織を構築し、運用できる体制を整備し、運用の規則を制定することが必要になることは、前記の開示請求の場合と同様である。

なお、訂正等の求めに応じる手続については、法第29条参照。

4. 本条所定の保有個人データの訂正等に関する規定は、会員にも適用されるから、これらの訂正等に関する事務処理の体制を構築することが必要である。

《個人情報保護法》

(利用停止等)

第27条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第16条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第17条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第23条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を

停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

## 《ガイドライン》

1. 本条は、個人情報取扱事業者が保有する保有個人データに法第16条所定の利用目的違反の利用とか、法第17条所定の不正の手段による取得等の個人情報の取扱上の手続違反があった場合について、本人が保有個人データの利用の停止、消去を請求することができるものとし、その利用の停止等の手続を定めるものである。

2. 個人情報取扱事業者は、法によって様々な義務を負っており、義務違反については、主務大臣の監督（法第32条ないし第36条）、刑罰（法第56条ないし第59条）を受ける可能性があり、これらによって義務の履行が確保されているものである。もっとも、このような行政上の監督、刑罰によっては義務違反によって被害を受ける本人の保護が図られるものとは言い難いため、法は、本人の保護を図るため、違法な個人情報の取扱いが行われた場合について、本人に個人情報取扱事業者に対する保有個人データの利用の停止又は消去（利用停止等）、第三者への提供の停止を請求する権利を認めているものである。

まず、保有個人データの利用停止等の請求が認められるのは、本人が識別される保有個人データが法第16条の規定（利用目的の制限）に違反して取り扱われているか、法第17条の規定（適正な取得）に違反して取得したものであるかのいずれかを理由とする場合である。

個人情報取扱事業者は、本人から、その保有個人データの利用停止等を求められた場合には、調査を行い、違反が認められないとか、後記の事由が認められるときは別として、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、その保有個人データの利用停止等を行わなければならないとされている（法第27条第1項）。

利用停止等とは、保有個人データの全部又は一部の利用の停止又は消去のことである。

利用停止等を行うことができる範囲は、違反を是正するために必要な範囲で行うべきものであるとされ、その範囲で保有個人データの全部又は一部の利用の停止又は消去である。

本人が指摘する法第16条、第17条違反が調査の結果認められない場合のほか、本人に係る保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、利用停止等を行うことが必要ではないとされている（法第27条第1項但書）。法第16条等の違反が認められる場合、利用停止等を行う必要がないとの判断は、利用停止等を行うことが困難な場合であることと、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとることの判断によるところであり、これらの事情を具体的な理由を示して判断することが必要である（法第28条参照）。

個人情報取扱事業者は、保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものである（法第27条第3項）。

3. 次に、保有個人データの第三者への提供の停止請求が認められるのは、法第23条第1項の規定（第三者提供の制限）に違反して第三者に提供されていることを理由とする場合である。

個人情報取扱事業者は、本人から、その保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合には、調査を行い、違反が認められないとか、後記の事由が認められるときは別として、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならないとされている（法第27条第2項）。

本人が指摘する法第23条第1項違反が調査の結果認められない場合のほか、本人に係る保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、第三者への提供の停止を行うことが必要がないとされている（法第27条第2項但書）。

個人情報取扱事業者は、保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものである（法第27条第3項）。

4. 個人情報取扱事業者としては、本条の要請を満たすためには、本人からの利用停止等請求を受理し、本人の指摘する法第16条違反、第17条違反、第23条第1項違反の有無、内容、程度を調査し、利用停止等請求の当否、利用停止等の要否を検討し、その旨を通知することが必要になるが、このような一連の事務処理は、保有個人データを容易に検索し、法上の要件の該当性を判断するというものであり、個人情報取扱事業者の内部にこれに対応できる組織を構築し、運用できる体制を整備し、運用の規則を制定することが必要になることは、前記の開示請求の場合と同様である。

なお、利用停止等の求めに応じる手続については、法第29条参照。

5. 本条所定の保有個人データの利用停止等に関する規定は、会員にも適用されるから、これらの利用停止等に関する事務処理の体制を構築することが必要である。

## 《個人情報保護法》

### (理由の説明)

第28条 個人情報取扱事業者は、第24条第3項、第25条第2項、第26条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

## 《ガイドライン》

1. 本条は、本人が個人情報取扱事業者に対して、利用目的の通知（法第24条第3項）、開示請求に対する通知（法第25条第2項）、訂正等請求に対する通知（法第26条第2項）、利用停止等請求に対する通知（法第27条第3項）につき、本人の請求を認めない場合、本人の請求と異なる措置をとる場合には、その理由を説明することを努めるべきことを定めるものである。
2. 個人情報取扱事業者が前記の各種の請求等に対して、その請求を認めて必要な措置をとったり、請求を拒否したりする場合には、その旨の通知をしなければならないものであるが（法第24条第3項、第25条第2項、第26条第2項、第27条第3項）、本人の請求に応じて、その請求どおりの措置をとる場合には、その通知に理由を説明することは必要ではない。これに対して、本人の請求を認めなかったり、本人の請求と異なる措置をとる場合には、本人の納得、不服申立てに資するため、その理由を説明することが望ましいことから、個人情報取扱事業者は、本人に対して、その理由を説明するよう努めなければならないとされている（法第28条）。

本条所定の理由の説明は、努力義務であり、必ず理由を説明しなければならないというものではないし、理由を説明する場合であっても、その理由の内容は、個人情報取扱事業者の判断に委ねられているものである。

## 《個人情報保護法》

### (開示等の求めに応じる手続)

第29条 個人情報取扱事業者は、第24条第2項、第25条第1項、第26条第1項又は第27条第1項若しくは第2項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足る事項の提示を求めることができる。この場合におい

て、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

4 個人情報取扱事業者は、前3項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

## 《ガイドライン》

1. 本条は、前記の法第24条第2項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第2項の規定による各種の求め（開示等の求めと総称されている。）の受付等の手続を定めるとともに、政令によって明らかにすることを定めるものである。

2. 個人情報取扱事業者は、保有個人データの利用目的の通知（法第24条第2項）、保有個人データの開示（法第25条第1項）、保有個人データの訂正等（法第26条第1項）、保有個人データの利用停止等（法第27条第1項）、保有個人データの第三者への提供停止（法第27条第2項）の規定による開示等の求めに関し、その求めを受け付ける方法を政令で定めることができるとするとともに、本人は、政令で定める方法に従って、開示等の求めを行わなければならないものとしている（法第29条第1項）。

本人がこの方式に違反して開示等の求めをした場合には、個人情報取扱事業者としては、違法な開示等の求めであるから、開示等を拒否することができる。

個人情報取扱事業者は、本条に定める開示等の求めの受付方法を定めることができるが（実際には、単に受付方法を定めるだけでなく、開示等の求めに対する事務処理全体を定める規定を設けることが多いであろう。）、この受付方法を定めなければならないというものではない。個人情報取扱事業者がこの受付方法の定めをしない場合には、本人としては自己の判断する方法によって開示等の求めをすることができることになる。

開示等の求めの方式に関する政令第7条は、個人情報取扱事業者が開示等の求めを受け付ける方法として定めることができる事項として、次の事項を定めている。

(1) 開示等の求めの申出先

(2) 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他開示等の求めの方式

ここでは、郵送、FAX、窓口持参、インターネット等の合理的で適切な方法を定めることができる。

(3) 開示等の求めをする者が本人又は政令第8条に規定する代理人であることの確認の方法

農林水産省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

本人確認の方法としては、対面における運転免許証、パスポート等の写真付きの身分証明書等による確認、印鑑証明書及び実印による確認等、また、郵送、FAX等における免許証等のコピーの添付等が挙げられる。

また、代理人の確認の方法としては、代理人自身の確認方法として、上記の本人確認の方法に準じた確認及び代理を示す旨の委任状等が必要である。

経済産業省のガイドラインによる例示は、次のとおりである。

**【確認の方法の事例】**

- 事例1) 本人の場合(来所)：運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付き住民基本台帳カード、旅券(パスポート)、外国人登録証明書、年金手帳、印鑑証明書と実印
- 事例2) 本人の場合(オンライン)：IDとパスワード
- 事例3) 本人の場合(電話)：一定の登録情報(生年月日等)、コールバック
- 事例4) 本人の場合(送付(郵送、FAX等))：運転免許証のコピーと住民票の写し
- 事例5) 本人の場合(送付(郵送、FAX等))：運転免許証や健康保険の被保険者証等の公的証明書のコピーの送付を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所にあてて文書を書留郵便により送付
- 事例6) 代理人の場合(来所)：本人及び代理人について、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券(パスポート)、弁護士の場合は登録番号、代理を示す旨の委任状

(4) 法第30条第1項の手数料の徴収方法

個人情報取扱事業者は、本条、政令第7条の規定を遵守しつつ、開示等の求めの受付方法、処理手続を定めるとともに、受付方法については、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置いておくことが必要である(法第24条第1項第4号)。

なお、個人情報取扱事業者は、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならないとされている(法第29条第4項)。

3. 本人が個人情報取扱事業者に対して開示等の求めをした場合、個人情報取扱事業者としては、本人の特定、保有個人データの所在の確認等、迅速な調査等の事務処理を行うことが求められるが、そのために本人に協力を求めることが必要であることがある。



具体的には、個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができることとされている（法第29条第2項）。この場合、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、その保有個人データの特定に資する情報と提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならないとされている。個人情報取扱事業者としては、本人に対して、本人に係る個人データの特定のため、本人の住所、生年月日、ID、パスワード、会員番号等の事項の提示を求めることができるものである。

なお、個人情報取扱事業者は、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならないとされている（法第29条第4項）。

4. 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができるが（法第29条第3項）、政令第8条は、次のように定めている。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (2) 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

5. 本条所定の保有個人データの開示等の求めに応じる手続に関する規定は、会員にも適用されるから、これらの開示等の求めに応じる手続に関する事務（会員にも適用される）処理の体制を構築することが必要である。

## 《個人情報保護法》

### （手数料）

第30条 個人情報取扱事業者は、第24条第2項の規定による利用目的の通知又は第25条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

## 《ガイドライン》

1. 本条は、法第24条第2項の規定による利用目的の通知、法第25条第1項の規定による開示の請求について、手数料の額を定め、個人情報取扱事業者が本人に対して手数料を徴収することができることを定めるものである。

2. 法は、利用目的の公表等（第24条）、開示（第25条）、訂正等（第26条）、利用停止等（第27条）といった個人情報取扱事業者に経済的な負担が必要な事務処理を

強いものであるが、これらのうち、利用目的の通知（第24条第2項）、開示の請求（第25条第1項）について、手数料の額を定め、手数料の徴収をすることを認めている。

具体的には、個人情報取扱事業者は、法第24条第2項の規定による利用目的の通知又は第25条第1項の規定による開示を求められたときは、その措置の実施に関して、手数料の額を定め、本人から手数料を徴収することができるものである（法第30条第1項）。

また、個人情報取扱事業者は、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならないとされている（法第30条第2項）。

個人情報取扱事業者は、手数料の額を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておくことが必要である（法第24条第1項第3号）。

3. 本条所定の手数料は、個人情報取扱事業者としては、徴収することもできるし、徴収しないこともできるものであるが、手数料を徴収する場合には、実費を勘案して合理的な額を定め、徴収することができるものであるから、会員において本条の趣旨を考慮して適切な額を手数料として定めることができる。

#### 《個人情報保護法》

（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

第31条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

#### 《ガイドライン》

1. 法による個人情報の取扱いをめぐる本人等と個人情報取扱事業者との間の紛争が発生し、本人らから苦情が提起されることが予想されるところ、本条は、個人情報取扱事業者がこの苦情を適切、迅速に処理すべき等の努力義務を定めるものである。
2. 個人情報の取扱いをめぐる紛争は、法に関わるもの、法以外のもの等、様々な紛争の発生が予想されるところであるが、法は、これらの紛争のうち、法所定の個人情報の取扱いに関する本人等からの苦情の処理につき特別に規定を設けているものである。

具体的には、個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないものとされ（法第31条第1項）、個人情報取扱事業者

の自主的な処理の努力義務が定められている。

本人等が個人情報取扱事業者の個人情報の取扱いに関して不満を抱き、苦情を申し立てた場合、個人情報取扱事業者としては、一般的にも、その苦情の解決を図ることが望ましいものであるが、法は、適切かつ迅速な処理の努力義務を課しているものであって、適切、迅速な解決を図ることが望ましいものである。

仮に適切、迅速な解決が行われないと、本人等としては、認定個人情報保護団体がある場合には、その団体に苦情を申し立てることができるし（法第42条）、訴訟を提起することも可能である。

また、個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理という目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならないとされているから（法第31条第2項）、苦情処理の窓口を設置し、苦情処理の手続を定め、苦情処理の担当責任者を定める等、体制を整備することが望ましい。

必要な体制の整備に当たっては、日本工業規格 J I S Z 9 9 2 0 「苦情対応マネジメントシステムの指針」が参考になるとして推奨されている。

3. 個人情報取扱事業者の個人情報の取扱い次第では、特定の個人情報取扱事業者に苦情が多発する可能性があるが、苦情の処理の仕方によっては、個人情報の取扱いそのもののコンプライアンス違反が問われるだけでなく、苦情処理が適切に行われていないこともコンプライアンス違反の重要な事情になることがある。個人情報取扱事業者としては、個人情報の取扱いをめぐる苦情の処理を含めた個人情報に関する各種の義務を履行することが重要である。

#### ◎漏洩事案等への対応について

##### 《ガイドライン》

1. 会員においては、個人情報の漏洩事案等の事故が発生した場合には、農林水産省、経済産業省及び本会に対し、直ちに報告するとともに、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏洩事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表する必要がある。
2. また、そうした場合にあっては、漏洩事案等の対象となった本人にも速やかに漏洩事案等の事実関係等を通知する必要がある。

（注）平成17年1月20日制定  
平成17年4月1日施行



17日商協発第66号

平成17年1月27日

会 員 代 表 者      各 位

日 本 商 品 先 物 取 引 協 会  
会 長    荒 井 史 男

個人情報保護ガイドラインの制定について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年4月より「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されることに伴い、会員各社も同法に基づく個人情報取扱事業者として、その遵守が求められることは既にご高承のとおりであります。

本会では、同法への対応に関し、会員の受託等業務全般や内部管理にも深く関係する共通の問題であるとの認識から、これまでも同法、同法第7条に基づき閣議決定されました「個人情報保護に関する基本指針」及び農林水産省、経済産業省制定の各ガイドライン等を踏まえ、本会会員である商品取引員が個人情報取扱事業者として同法を遵守するための解釈及び講ずるべき措置に係る指針の制定について検討を重ね、その一方で、会員の実務担当者を対象に、同法に基づく商品取引員としての対応措置等に係る情報提供等を目的とした説明会を開催しその周知を図ってまいりましたが、今般、去る1月20日開催の第46回理事会におきまして、別添のとおり「個人情報保護ガイドライン」が決議されましたので、その旨ご通知致します。

つきましては、会員各社におかれまして、今後、同法を遵守するための対策組織の構築や社内諸規程の整備等について、別添の同ガイドライン、「個人情報保護ガイドラインに基づく留意事項」及び参考例を踏まえて所要の措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

敬 具



## 【個人情報保護ガイドラインに基づく留意事項】

### 1. 個人情報保護基本方針の策定

「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」という。）に関連して閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」にも示されているように、会員が個人情報取扱事業者として同法を遵守するための考え方や方針について対外的に姿勢を示すことが求められており、これを基本方針として策定しそれを宣言するために公表する必要がある。  
⇒（参考例 1 参照）

### 2. 利用目的の特定及び公表

会員は、個人情報の利用目的について、本来業務である商品取引受託業だけでなく、その他の兼業業務や会員従業員等の雇用に係る利用も含め、個人情報に係る本人が常識的に理解できる程度に特定する必要がある。

また、当該利用目的について本人が知ろうと思えば容易に知ることができる状態に置くことが求められ、具体的には、会員各社のホームページや会社案内のパンフレットに掲載すること及び本人の求めに応じて遅滞なく回答すること等が必要となる。

⇒（参考例 2・第11条参照）

### 3. 個人情報保護に係る主な社内諸規程の整備

会員は、個人情報保護法を遵守するために、自らが取得、保管、利用、第三者提供、消去、安全管理、本人からの開示等の請求及び苦情申出等について、実際にどの部署の、誰が、どのように取り扱い、処理し、記録するのか等に関して社内諸規程を作成する必要がある。

#### (1) 個人情報保護規程（仮称）の作成

会員における個人情報保護法の遵守に係る基本規程として、個人情報の利用目的、収集、保管、安全管理、そのための組織及びその監督体制等全般的な個人情報の取扱いを定めた個人情報保護規程（仮称）を作成する必要がある。⇒（参考例 2 参照）

#### (2) 個人情報セキュリティ規程（仮称）の作成（安全管理措置に関する規程）

会員はその取り扱う個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要な社内手続きに関する規程を作成する必要がある。

#### (3) コンピュータ取扱規程（仮称）の作成（安全管理措置に関する規程）

個人情報の社内管理にコンピュータを用いている場合にあっては、個人情報の安全管理のため、当該コンピュータへのアクセス権限の付与、アクセスの記録、パスワードの設定や認証等に係る具体的な手続きに関する規程を作成する必要がある。

#### (4) 個人情報業務委託規程（仮称）の作成

会員が保有する個人情報の取扱いを第三者に委託する場合において、当該個人情報の安全管理を図るための外部委託に係る基本方針や委託先の選定、管理方法等に関する規程を作成する必要がある。  
⇒（参考例 3 参照）

#### (5) 個人情報開示請求等取扱規程（仮称）の作成

個人情報に係る本人の当該情報の開示、訂正、利用停止等の請求に関して、本人が

行うべき一般的手続き並びにこれを求められた会員の対応、当該請求等が妥当なものか否かを会員が審査、回答する際の手続き及び応ずる場合の手数料の額等に関する規程を作成する必要がある。 ⇒（参考例 4 参照）

(6) 個人情報苦情処理規程（仮称）の作成

個人情報に係る本人が個人情報の取扱いについて苦情を申し立てる場合において、本人が行うべき手続き及び当該苦情申立てに係る会員の処理手続きに関する規程を作成する必要がある。 ⇒（参考例 5 参照）

(7) 個人情報事故処理規程（仮称）の作成

個人情報の外部への漏洩、紛失、毀損等の事故が発生した場合の取扱いに関する規程を作成する必要がある。 ⇒（参考例 6 参照）

#### 4. 個人情報保護の主な対策組織の構築等

会員は、個人情報保護法を遵守するために、どのような情報を、誰が、どのように取得し、管理し、利用し、消去するのか等について、各社の実態を踏まえて社内組織を構築する必要がある。また、個人情報を取り扱う従業員等に対する個人情報保護法の遵守の必要性や各種社内規程の周知徹底に係る各種研修を実施する担当者も必要となる。

(1) 個人情報処理組織の構築

個人情報の取得・利用・管理・消去等に携わる責任者及び取扱担当者を設置し、その権限等を含む組織を構築する必要がある。

(2) 開示請求等への対応組織の構築

個人情報に係る本人からの開示・訂正・利用停止等の求めに対応する責任者及び取扱担当者を設置し、その権限等を含む組織を構築する必要がある。

(3) 苦情処理組織の構築

個人情報に係る本人からの個人情報の取扱いに関する苦情の申立てに対応する責任者及び取扱担当者を設置し、その権限等を含む組織を構築する必要がある。

(4) 既存の組織規程及び就業規則の見直し

個人情報保護法の遵守のために新たに構築する各種組織との整合性を図るための既存の組織規程の見直し及び社員の服務や懲戒等を含めた就業規則の見直しを行う必要がある。

(5) 人員の配置

本来、個人情報保護法の遵守のためには専従の責任者及び取扱担当者を本店のみならず各支店・営業所にも配置することが原則である。これが実態的に困難な状況にあったとしても、本店あるいはその地域を統括する店舗に、兼任の責任者及び取扱担当者を配置する等、何らかの人員を配置する必要がある。

#### 5. その他の留意事項

(1) 第三者提供に関する記載事項

会員は、法令遵守のための管理、監督を受けるために、国の機関である主務省以外の関係機関、即ち本会、商品取引所及び委託者保護基金に対しても委託者その他知り得た個人情報を提供しなければならないことから、個人情報保護規程（仮称）の作成



に当たって第三者提供の記載事項にこれを明記する必要がある。

⇒（参考例 2・第14条(6)参照）

(2) 顧客等の個人情報に係る各種書面の保存について

個人情報保護法を遵守するためには不必要となった個人情報は速やかに廃棄することが望ましいが、以下の各種書面については商品取引所法令諸規則及び自主規制規則に基づき所定の期間の保存が義務付けられているので注意する必要がある。

- ① 法定帳簿は10年間
- ② 苦情処理簿は4年間
- ③ 適合性審査に使用した書面（顧客カード、口座設定申込書等）及び認定の根拠とした書面等（委託者直筆の申出書等）は3年間
- ④ 約諾書、通知書は3年間
- ⑤ 業務日誌、管理者日誌は3年間
- ⑥ その他法令諸規則において保存が規定されているものは、その所定の期間

(3) 保有個人データについて

個人情報保護法の適用対象となるのは6ヶ月の間の何れかの時点でも5000人以上の保有個人データを有する会員であるが、その保有個人データの件数には、会員の役職員自身の情報やそれら役職員、特に登録外務員が個人的に保有する情報も含めた件数であり、会員各社は役職員及びそれら個々人の保有する情報についても管理責任を負うことになる。したがって会員はこれら役職員の保有する個々の情報について社内的に広く収集して情報量を確認するとともに、それらの情報の管理の徹底を図らなければならない。

また、その保有個人データが有償で取得した名簿からのものであろうと、無償で取得した名簿のものであろうと、当該会員が取得した保有個人データであり、適用の対象となる。したがって、その名簿の保管管理及び利用等については会員も責任を負うことになり、当該名簿の作成者が誤った情報を掲載していたとしてもそれによって会員の責任が免れることはない。このことから、名簿等の入手については発行者等の社会的な信用に係る調査を十分に行う等適切に対応する必要がある。

以 上



# 個人情報保護方針（参考例1）

〇〇〇〇フューチャーズ株式会社

平成17年4月1日

当社は、当社の取得する個人情報につき、個人情報の保護に関する個人情報保護法等の法令、その趣旨を遵守して、個人情報を保護することが重要であると認識し、個人情報の保護につき、次のように取り扱います。

## 1 重要性の認識

当社は、当社の事業の遂行に当たり、委託者に関する情報等の個人情報を取り扱っていますが、個人情報保護法所定の個人情報取扱事業者として、これらの個人情報が個人情報の保護に関する個人情報保護法等の法令によって保護されていることの重要性を認識し、個人情報の取得、利用、管理等に当たってその保護を図るものです。

## 2 法令の遵守

当社は、当社の事業の遂行において個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する個人情報保護法等の法令を遵守します。

## 3 利用目的の特定

当社は、個人情報を当社の事業の目的のみに利用し、法令の定める場合を除き、目的外の利用をしません。

## 4 適切な取得

当社は、個人情報を不正の手段で取得しません。

## 5 利用目的の公表

当社は、法令の定める場合を除き、パンフレット、ホームページ等の適切な手段によって、当社の個人情報の利用目的を公表します。

## 6 データ内容の正確性の確保

当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

## 7 安全管理措置

当社は、個人情報につき改竄、破壊、紛失、漏洩等の事故の発生を防止するため、従業員の監督、委託先の監督、不正アクセス対策等の安全管理措置を講じます。

## 8 第三者への提供

当社は、法令の定める場合を除き、個人情報を第三者に提供しません。

## 9 開示等の求め

当社は、個人情報のご本人から開示等の求めがあった場合には、個人情報保護法令に従って、適切に取り扱います。

## 10 内部規則の遵守等

当社は、個人情報の保護を図るため、内部規則を制定し、役員、従業員に遵守させるとともに、教育、啓蒙を実施します。

## 11 苦情の申出

当社の個人情報の取扱いにつき苦情がある場合には、当社は、個人情報保護法令、当社の定める規程に従って、適切かつ迅速に対応します。

苦情の申出先は、次のとおりです。

〒

東京都中央区

当社

電話番号

ファックス番号

取扱時間 午前9時ないし午後5時

## 12 問い合わせ先

当社の個人情報の取扱いにつき、問い合わせがありましたら、次までお願いします。

〒

東京都中央区

当社

電話番号

ファックス番号

取扱時間 午前9時ないし午後5時

以 上

## 個人情報保護規程（参考例2）

### （目的）

第1条 この規程は、〇〇〇〇フューチャーズ株式会社（以下「当社」という。）において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」ということがある。）及び関連する法令（以下、個人情報の保護に関する法律を含む法令につき、「法令」という。）所定の個人情報につき、当社における個人情報の取得、保管、利用、第三者提供、消去、安全管理、本人からの開示等の求め、苦情の申出、個人情報の取扱組織等を定めることによって、個人情報の有用性に配慮しつつ、当社における個人情報の保護を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において使用する用語は、次の定義による。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
  - ① 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - ② 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- (3) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものとして政令で定めるもの又は1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
- (5) 個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (6) 「従業者」とは、当社の役員及び雇用関係にある従業員をいい、役員においては常勤、非常勤の別、従業員においては正社員、契約社員、派遣社員、アルバイト社員の別を問わないものとする。

### （基本理念）

第3条 当社は、個人情報個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いを図る。

### （法令等の遵守）

第4条 当社は、個人情報の取扱いにつき、法、法施行令及び個人情報の保護に関連する

法令を遵守するとともに、農林水産分野における個人情報の保護に関するガイドライン、個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針を遵守する。

- 2 当社は、個人情報の取扱いにつき、当社の従業者に対し、前項所定の法令、ガイドラインを遵守させる。

#### （個人情報保護方針）

第5条 当社は、別に「個人情報保護方針」を定め、これを遵守するとともに、これを公表する。

#### （組 織）

第6条 当社における個人情報の取扱いに関する組織は、本規程に定めるほか、別に定める「個人情報保護組織規程」による。

#### （個人情報保護管理者）

第7条 当社は、個人情報の適正な取扱いを図るため、当社総務部に個人情報保護管理者を設置する。

- 2 個人情報保護管理者は、当社の従業者の中から、社長が指名する。
- 3 個人情報保護管理者の権限及び責任は、次のとおりとする。
  - (1) 個人情報保護に関する法令、ガイドライン、個人情報保護方針、本規程を遵守させる事務につき、社長を補佐すること。
  - (2) 当社において保管されている個人情報の取得、保管、利用、消去、第三者提供等の事務につき、社長を補佐すること。
  - (3) 法に基づく本人からの開示等の求め、苦情の申出、問合せ等の本人との対応事務を統括すること。
  - (4) 本規程の適正な運用を監視し、本規程の適正な運用のために必要がある場合には、第8条所定の個人情報保護事務担当者を指揮し、指示すること。
  - (5) 本規程の運用の実情に鑑み、本運用の見直しを提案すること。
  - (6) 個人情報保護に関する法令、ガイドライン、個人情報保護方針、本規程を当社の従業者に周知徹底し、従業者に対する必要な研修を実施すること。
  - (7) 本規程を実施するための細則を設定し、実施すること。
  - (8) その他本規程に定める事項を行うこと。

#### （個人情報保護事務担当者）

第8条 当社は、個人情報の適正な取扱いを図り、前条所定の個人情報保護管理者を補佐し、個人情報の適正な取扱いを図るため、各部課に個人情報保護事務担当者を設置する。

- 2 個人情報保護事務担当者は、当社の従業員の中から、社長が指名する。
- 3 個人情報保護事務担当者の権限及び責任は、次のとおりとする。
  - (1) 各担当部課における個人情報保護に関する法令、ガイドライン、個人情報保護方針、

本規程を遵守させる事務につき、個人情報保護管理者を補佐すること。

- (2) 各担当部課において保管されている個人情報の取得、保管、利用、消去、第三者提供等の事務につき、個人情報保護管理者を補佐すること。
- (3) 個人情報保護管理者の指揮、指示に基づき、本規程の適正な運用を監視し、本規程の適正な運用のために必要がある場合には、個人情報保護管理者を補佐して、各担当部課の従業者を指揮し、指示すること。
- (4) 各担当部課における個人情報の取得、保管、利用、消去、第三者提供等の事務を適正に遂行すること。
- (5) 各担当部課において個人情報の取扱いが個人情報保護に関する法令、ガイドライン、個人情報保護方針、本規程に違反したと料される事実が生じた場合には、直ちに個人情報保護管理者に報告すること。
- (6) 個人情報保護に関する法令、ガイドライン、個人情報保護方針、本規程を各担当部課の従業員に周知徹底し、個人情報保護管理者を補佐して従業員を研修すること。

#### (監 督)

- 第9条 社長及び取締役会は、当社における個人情報の取扱いが個人情報保護に関する法令、ガイドライン、個人情報保護方針、本規程を遵守するよう監督を行う。
- 2 社長及び取締役会は、前項所定の監督権を行使するために、必要な調査を実施し、個人情報保護管理者を指揮し、指示することができる。
  - 3 社長は、少なくとも毎年1回、取締役会に対し、当社における個人情報の取扱状況につき報告する。

#### (守秘義務)

- 第10条 役員、従業員は、職務上取り扱った個人情報につき、法令上特段の事由がある場合又は本人の同意がある場合を除き、守秘すべき義務を負う。
- 2 個人情報保護管理者は、前項所定の者から守秘義務を負う旨の書面の作成、提出を求めることができる。
  - 3 前項所定の書面は、個人情報保護管理者が保管する。
  - 4 当社は、第1項所定の役員等が守秘義務に違反した場合には、適切な措置を執ることができる。

#### (利用目的の特定、公表等)

第11条 当社は、個人情報を取り扱うに当たっては、次の利用目的の範囲内で取り扱うものとし、利用目的をパンフレット、ホームページ等の適切な手段によって公表する。

- (1) 委託者等に関する個人情報について
  - ① 商品取引所法所定の商品取引受託業務に係る勧誘、契約締結、審査、現金及び有価証券の授受、受注、執行、報告、帳票類の発行、精算及びこれらの業務を遂行する上で必要な第三者に提供して行う業務並びにこれらに付随する一切の業務
  - ② 当社、主務官庁、日商協、商品取引所が行う商品取引受託業務に係る苦情・紛争処理等の解決に関する業務及びこれらの業務を遂行する上で必要な第三者に提供し

て行う業務並びにこれらに付随する一切の業務

- ③ 商品取引所法における主務官庁、日商協、商品取引所、委託者保護基金、商品取引清算機関が監督上又は委託者保護の観点から行う事業への協力に関する業務及びこれらの業務を遂行する上で必要な第三者に提供して行う業務並びにこれらに付随する一切の業務

(2) 当社の役員に関する個人情報について

- ① 役員としての職務の遂行、役員の選任・解任、従業員への監督に関する業務
- ② 商品取引所法における主務官庁、日商協、商品取引所、委託者保護基金及び商品取引清算機関が監督上又は委託者保護の観点から行う事業への協力に関する業務

(3) 当社の従業者等に関する個人情報について

- ① 職務の遂行、監督、懲戒、人事その他従業員等の事務処理に関する業務
- ② 商品取引所法における主務官庁、日商協、商品取引所、委託者保護基金及び商品取引清算機関が監督上又は委託者保護の観点から行う事業への協力に関する業務

注) 商品ファンド・外国為替証拠金取引・証券業等の兼業業務を行っている会員にあっては、各業務について上記と同様の規定が必要になる。

- 2 当社は、前項のほか、個人情報を取り扱う必要が生じた場合には、その利用目的を定め、適切な手段によって公表する。
- 3 当社は、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含むものとする。）に記載されたその本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載されたその本人の個人情報を取得する場合には、あらかじめ、その本人に対し、その利用目的を明示する。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 4 当社は、第1項又は第2項所定の利用目的を変更した場合には、変更された利用目的を適切な手段によって公表する。
- 5 前4項の各規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
  - (1) 利用目的を公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 利用目的を公表することにより当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を公表することによりその事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
  - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(適正な収集)

第12条 当社は、当社の事業目的の遂行のため、利用目的を特定し、必要な範囲で個人情報を収集する。



- 2 当社は、適法かつ適正な手段により個人情報を収集する。
- 3 当社は、次に定める個人情報を収集しない。ただし、あらかじめ本人の同意がある場合、法令に基づく場合には、この限りではない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 人種、門地、社会的身分に関する事項
  - (3) 労働権の行使に関する事項
  - (4) 政治的権利の行使に関する事項
  - (5) その他本人の基本的な権利を侵害することとなる事項
- 4 当社は、本人から直接に個人情報を収集するほか、本人以外の者から間接的に個人情報を収集するが、いずれの場合であっても、適法かつ適正な手段によって個人情報を収集するとともに、本人が個人情報保護に関する法令上有する権利に十分に配慮する。

#### (個人情報の目的内利用)

- 第13条 当社は、個人情報を第11条第1項又は第2項で定めた利用目的の範囲内でのみ利用し、利用目的外の利用をしない。ただし、別に定める書式によって、あらかじめ本人の同意を得た場合には、この限りではない。
- 2 当社は、第11条第4項に従って利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的を公表するとともに、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わない。
  - 3 当社は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合には、承継前におけるその個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、その個人情報を取り扱わない。ただし、別に定める書式によって、あらかじめ本人の同意を得た場合には、この限りではない。
  - 4 前3項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
    - (1) 法令に基づく場合
    - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
    - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
    - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

#### (第三者への提供)

- 第14条 当社は、次の場合に限り、個人情報を第三者に提供する。
- (1) あらかじめ本人の同意を得た場合
  - (2) 法令に基づく場合
  - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
  - (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、

本人の同意を得ることが困難である場合

- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
  - (6) 商品取引所、日本商品先物取引協会、委託者保護基金その他業界関係機関が商品取引所法令諸規則及び当該関係機関の定款諸規則等に基づき法令遵守のために行う事業に協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
  - (7) 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じてその本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次の事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合
    - ① 第三者への提供を利用目的とすること
    - ② 第三者に提供される個人データの項目
    - ③ 第三者への提供の手段又は方法
    - ④ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
  - (8) 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
  - (9) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - (10) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 2 前項第1号に従って、本人の同意を求める場合には、別に定める書式による。
- 3 当社は、前項第9号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合には、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。
- 4 当社は、個人情報情報を第三者に提供する場合には、その個人情報に関する当社の利用目的を第三者に通知する。

#### (正確性の確保)

第15条 当社は、第11条所定の利用目的を達成するために必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努める。

- 2 個人情報保護管理者は、定期的又は随時、当社の管理する個人データの正確性及び最新性につき、個人情報保護事務担当者に確認させることができる。

#### (安全性の確保)

第16条 当社は、個人情報保護に関する法令、ガイドライン、個人情報保護方針を遵守し、当社の管理に係る個人データにつき漏洩、滅失、紛失、毀損、改ざん等の事態が生じな

いよう、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる。

- 2 個人情報保護管理者は、コンピュータ管理されている個人データにつき、別に定めるところにより、パスワードの設定、管理、入出力管理等の必要かつ適切なセキュリティ対策を実施する。
- 3 個人情報保護管理者は、マニュアル管理されている個人データにつき、別に定めるところにより、個人データの一元的な管理の実施、帳簿の保管等、個人情報保護事務担当者に必要なかつ適切な対策を実施させる。
- 4 個人情報保護管理者は、定期的又は随時、当社の管理に係る個人データの安全管理措置の見直しを図り、社長に見直しの提案をする。

#### （個人データの管理の原則）

第17条 当社は、当社の管理に係る個人データを善良な管理者としての注意義務をもって管理する。

- 2 個人情報保護管理者は、定期的又は随時、当社の管理に係る個人データにつき、その所在、内容を確認し、個人情報保護管理者又は個人情報保護事務担当者の責任の下に管理し、この管理外にある個人情報につき、その個人情報の保管者に対して必要な措置を命ずることができる。
- 3 個人情報保護管理者は、当社の管理に係る個人データのうち、コンピュータ管理されている個人データについては、別に定めるところにより、個人情報の一元的な管理を実施するとともに、個人情報の入出力、訂正、消去、コピー、印刷、利用等を管理する。
- 4 個人情報保護管理者は、当社の管理に係る個人データのうち、マニュアル管理されている個人データについては、別に定めるところにより、個人情報保護事務担当者において、個人情報の一元的な管理を実施させるとともに、個人情報の記入、訂正、削除、廃棄、コピー、利用等を管理させる。
- 5 個人情報保護管理者は、別に定めるところにより、個人データの管理期間を定め、管理期間が経過した個人データについては、遅滞なく、消去、削除、廃棄する。

#### （従業者の監督）

第18条 個人情報保護管理者は、当社の管理に係る個人データを取り扱う従業者を必要かつ適切に監督し、監督に必要な事情聴取、帳簿の検査、コンピュータの検査等の調査を行うことができる。

- 2 個人情報保護事務担当者は、個人情報保護管理者の指示により、前項所定の監督、調査を補佐する。
- 3 当社において個人データを取り扱う従業者は、個人情報保護に関する法令、ガイドライン、個人情報保護方針、本規程その他規則を遵守するとともに、個人情報保護管理者、個人情報保護事務担当者の命令、指示に従い、個人データを適切に取り扱う。
- 4 個人情報保護管理者は、別に定めるところにより、個人データを取り扱う従業者から個人データの取扱いに関する誓約書を徴することができる。

#### （個人情報処理の委託）

第19条 当社の管理に係る個人データの処理を第三者に委託する場合には、その都度、その第三者との間で契約書を作成し、予め、個人情報保護管理者の事前の書面による承諾を得る。

2 当社の管理に係る個人データの処理を第三者に委託する場合には、予め、次に掲げる事項を内容とする書面を提出させる。

- (1) 受託の責任者
- (2) 守秘義務
- (3) 適切な管理
- (4) 当社の監督、調査
- (5) 受託の責任範囲
- (6) 委託終了時の返還、消去

3 当社の管理に係る個人データの処理を第三者に委託する場合には、別に定めるところにより、委託日、受託者名、委託の理由、個人データの内容、個人データの引渡日、個人データの返還日等の必要な事項を記載する委託管理簿を作成する。

4 個人情報保護管理者は、当社の管理に係る個人データを第三者に委託した場合には、その第三者と締結した契約書に基づき、その第三者を必要かつ適切に監督し、監督に必要な事情聴取、帳簿の検査、コンピュータの検査等の調査を行うことができる。

5 個人情報保護事務担当者は、個人情報保護管理者の指示により、前項所定の監督、調査を補佐する。

#### (教育・研修)

第20条 個人情報保護管理者は、個人情報保護に関する法令、ガイドライン等の重要性を理解させるため、定期的又は随時、個人情報保護事務担当者その他従業員に対し、個人情報保護に関する法令、ガイドライン等の教育の機会を提供する。

2 個人情報保護管理者は、個人情報保護事務担当者その他従業員に対し、個人情報保護に関する法令、ガイドライン、個人情報保護方針、本規程その他個人情報の保護に関する必要な研修を行う。

3 前2項所定の教育、研修については、個人情報保護管理者が計画を策定し、社長の承認を得て実施する。

4 個人情報保護事務担当者は、個人情報保護管理者が行う教育、研修の策定、実施を補佐する。

#### (監査)

第21条 社長は、個人情報保護に関する法令、ガイドライン、本規程の遵守状況を監査するため、監査者を指名し、定期的に監査を行う。

2 監査者は、監査を実施するため、従業員の中から補助者を指名することができ、外部の専門家を選任することができる。

3 監査者は、監査計画を策定し、監査を行う。当社は、監査計画に従う。

4 監査者は、監査が終了した場合には、遅滞なく監査報告書を作成し、社長に提出する。

5 社長は、監査報告書を参考にして、個人情報の保護に関する改善が必要があると認め

られる場合には、個人情報保護管理者に対し、改善に必要な措置を実施させる。改善に必要な措置のうち、本規程の改正等、取締役会の決議が必要である場合には、社長は、その都度、遅滞なく、取締役会の開催を招集し、必要な決議を求める。

- 6 個人情報保護管理者が前項所定の改善措置を実施した場合には、社長及び監査者に対し、遅滞なく報告する。

#### (事故への対応)

第22条 当社の管理に係る個人データにつき漏洩、滅失、紛失、毀損、改ざん等の事態

(以下「個人情報事故」という。)が発生し、又は発生したと思料される場合には、これを知った役員、従業員は、直ちに個人情報保護管理者に通知する。

- 2 個人情報保護管理者は、個人情報事故の内容、態様、被害の内容、態様、範囲等の事情を考慮して、自ら又は個人情報保護担当者に指示し、必要な調査を実施する。個人情報保護管理者は、外部の専門家を選任し、必要な調査を行わせることができる。
- 3 個人情報保護管理者は、前項の調査結果を踏まえ、個人情報事故の内容、態様、被害の内容、態様、範囲等の事情を考慮し、直ちに、自ら必要な措置を講じ、又は必要な措置を講ずることを社長に助言する。個人情報保護管理者が自ら必要な措置を講じた場合には、その後直ちに社長にその旨を報告する。
- 4 前項所定の必要な措置を講じた場合には、社長は、直近に開催される取締役会においてその措置の経緯、内容を報告する。
- 5 第3項所定の必要な措置を講じた場合には、社長は、直ちに主務官庁にその措置の経緯、内容を報告する。

#### (報告)

第23条 役員、従業員は、個人情報保護に関する法令、ガイドライン、本規程に違反する事実が発生し、発生するおそれがあることを認知した場合には、個人情報保護管理者に対し、その旨を報告する。

- 2 役員、従業員であって、前項の報告をした者は、報告をしたことによっていかなる不利益な取扱いを受けない。
- 3 個人情報保護管理者は、報告者の氏名、報告の内容につき秘密を保持すべき義務を負う。
- 4 個人情報保護管理者は、報告の内容等の事情を考慮して、自ら又は個人情報保護事務担当者に指示し、必要な調査を実施する。個人情報保護管理者は、外部の専門家を選任し、必要な調査を行わせることができる。
- 5 個人情報保護管理者は、前項の調査結果を踏まえ、違反の事実が認められる場合には、違反の内容、態様等の事情を考慮し、直ちに、自ら必要な措置を講じ、又は必要な措置を講ずることを社長に助言する。個人情報保護管理者が自ら必要な措置を講じた場合には、その後直ちに社長にその旨を報告する。
- 6 前項所定の必要な措置を講じた場合には、社長は、直近に開催される取締役会においてその措置の経緯、内容を報告する。
- 7 第5項所定の必要な措置を講じた場合には、社長は、直ちに主務官庁にその措置の経

緯、内容を報告する。

#### （個人情報保護相談）

第24条 当社は、当社の管理に係る個人情報の取扱いに関する相談、問い合わせを受け付け、相談等に応ずるため、個人情報保護管理者の下に、窓口担当者を指定する。

2 窓口担当者は、別に定めるところにより、個々の相談等につき窓口担当簿を作成し、保管する。

3 窓口担当者は、相談等につき、個人情報保護に関する法令、ガイドライン、本規程その他の規則の内容、趣旨に従って回答するとともに、必要に応じて当社の担当部署に相談等を回付する。

4 相談等への対応は、親切かつ丁寧であることを旨とする。

#### （規程の改正の勧告）

第25条 取締役会及び社長は、随時、本規程が個人情報保護に関する法令、裁判例、ガイドラインに合致しているかどうかを検討し、必要に応じて本規程の改正を提案する。

#### （細 則）

第26条 個人情報保護管理者は、社長の承認を得て、本規程の運用に必要な細則事項を定めることができる。

## 附 則

#### （施行日）

第1条 本規程は、平成17年4月1日より施行する。

#### （規程の改廃）

第2条 本規程は、個人情報保護管理者の提案により、取締役会がその改廃を決めることができる。

## 業務委託規程（参考例3）

### （目的）

第1条 本規程は、〇〇〇〇フューチャーズ株式会社（以下「当社」という。）の保管に係る個人データ（個人情報保護に関する法律第2条第4項所定の個人データをいう。）の取扱いを第三者に委託するに当たって（以下「外部委託」という。）、委託された個人データの安全管理を図るため、外部委託の基本方針を明らかにするとともに、委託先の選定、管理方法等を明らかにすることを目的とする。

### （適用範囲）

第2条 本規程は、当社が個人データの取扱いを外部委託する場合に適用する。

### （外部委託と個人情報保護管理責任者の同意）

第3条 個人データの取扱いを外部委託する場合には、個人データを管理する担当部署の長において、個人情報保護管理責任者に対して、外部委託の必要性、外部委託する個人データの内容、委託先等の事項を通知し、個人情報保護管理責任者の同意を得る。

### （業務委託先の選定）

第4条 委託先の選定に当たっては、複数の事業者を比較検討し、その信用度、技術能力、処理能力、作業実績、設備、経営状態、個人データの安全管理体制等の事情を考慮して、当社の個人データの取扱いの目的、趣旨を実現できる事業者を選定するよう努める。

2 前項の選定に当たっては、委託に先立ち、試行期間を設けることができる。

### （業務委託契約の締結）

第5条 個人データの取扱いを外部委託する場合には、委託業務の担当部署が委託先と業務委託契約を契約書によって締結する。

2 前項の契約書には、委託する業務の内容、委託する個人データの内容、個人データの完全管理措置、取扱いの場所・時間、業務遂行の改善措置、業務遂行の監査・監督、事故発生の取扱い、事故発生の責任、再委託の取扱い、守秘義務等の必要な事項を定める。

3 第1項の業務委託契約を締結するに当たっては、委託先から個人データの安全管理に関する誓約書を徴求する。

4 第1項の業務委託契約を締結するに当たっては、個人情報保護管理責任者の同意を得る。

### （外部委託管理責任者）

第6条 個人データを外部委託する場合には、個々の外部委託ごとに、外部委託管理責任者を定める。

2 外部委託管理責任者は、外部委託に係る業務を監督する。

(外部委託管理責任者の検査等)

第7条 外部委託管理責任者は、委託先に個人データの取扱いが発注されるに当たっては、発注の担当部署、委託先から個人データの授受の場所、方法、内容、作業計画、個人データの加工、個人データの保管媒体、個人データの複写、個人データの返還、責任者、担当者、契約書、誓約書等の必要な事項を検査し、確認することができる。

2 外部委託管理責任者は、委託業務の遂行中、委託先に対して業務委託契約に基づき、委託作業の進捗状況につき報告を求めることができる。

3 外部委託管理責任者は、業務委託の遂行中、委託先に対して業務委託契約に基づき、個人データの管理状況を検査し、監督することができる。

4 外部委託管理責任者は、個人データの委託業務が検収されるに当たっては、検収の部署、委託先から個人データの授受の場所、方法、内容、委託業務の内容・瑕疵、事故の有無・内容・責任等の必要な事項を検査し、確認することができる。

(改善措置等)

第8条 外部委託管理責任者は、前条第2項の報告、第3項の検査・監督によって委託先に改善措置を求めることが必要な事項が判明した場合には、速やかに委託先に対して改善措置を求めることができる。

2 前項の改善措置の求めにかかわらず、委託先が必要な改善措置を実施しない場合には、直ちに委託した個人データの返還を求めるとともに、業務委託契約を解除し、損害賠償を請求する等、速やかに必要な措置をとる。

附 則

1 本規程は、平成17年4月1日より施行する。



## 開示等の求め取扱規程（参考例4）

### （目的）

第1条 本規程は、当社の管理に係る個人情報につき、本人から個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第25条所定の開示の求め（以下「開示の求め」という。）、法第26条所定の訂正等の求め（以下「訂正等の求め」という。）、法第27条所定の利用停止等の求め（以下「利用停止等の求め」といい、以上の各種の求めを総称して、「開示等の求め」ということがある。）がされた場合における手続きを定め、適正な取扱いを図ることを目的とする。

### （組織）

第2条 当社は、当社の管理に係る個人情報につき本人からされる開示等の求めを受け付け、この求めを取り扱うため、当社に申出担当部署を設置する。

2 社長は、当社の従業員の中から申出担当部署の担当者を選任する。

3 社長は、第1項所定の申出担当部署を当社のパンフレット等の適切な方法によって公表する。

### （開示等の求めの取扱い）

第3条 本人から開示等の求めがされた場合には、申出担当者は、その求めが法、本規程に従ったものであるかどうかを審査する。

2 申出担当者は、前項所定の審査を終了した場合には、遅滞なく、本人の申出に係る個人情報を管理する者に対し、その個人情報の有無、内容、開示の求めに応ずるべきかどうかを問い合わせる。

3 申出担当者は、前項の問い合わせの結果を得た場合には、遅滞なく、個人情報保護管理者に対し、第1項所定の審査の結果、前項所定の問い合わせの結果を報告する。

4 個人情報保護管理者は、前項所定の各結果を検討し、検討の結果を社長に報告する。

5 社長は、前項所定の報告を参考として、開示等の求めに対する対応を決定し、個人情報保護管理者又はその指名に係る者を介して、本人に対し、その結果を通知する。

6 申出担当者は、別に定めるところにより、開示等の求めに関して適切な帳簿を作成し、記載し、保管する。

### （開示等の求めの一般的な手続）

第4条 本人は、当社に開示等の求めをする場合には、当社の申出担当部署に対して、別に定める様式の書面を提出することによって行う。

2 本人は、前項所定の書面を当社に宛てて郵便、持参、ファックスによって提出する。

3 本人は、代理人によって第1項所定の開示等の求めを行うことができる。ただし、代理人の範囲は、次に定めるものに限る。

① 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

② 開示等を求める本人が委任した代理人

- 4 本人は、第1項所定の書面には、次に定める事項を記載する。
  - ① 本人の氏名、住所、電話番号、ファックス番号
  - ② 開示等の求めに係る個人情報を特定する事項
  - ③ 代理人による場合には、代理人の氏名、住所、電話番号、ファックス番号、本人との関係、代理権の根拠
- 5 本人は、第1項所定の書面を提出する場合には、本人確認のための公的な証明書、その他当社が適切であると認める身分証明書の写しを添付する。
- 6 代理人は、本人を代理して第1項所定の書面を提出する場合には、代理権を証する書面、代理人本人確認のための公的な証明書、その他当社が適切であると認める身分証明書の写しを添付する。
- 7 本人が自ら又は代理人を介して法25条1項所定の開示の求めをする場合には、本人は、第2項所定の書面を提出する際に、当社に手数料として500円を支払う。この支払いは、500円の郵券を交付することによって代えることができる。
- 8 本人が前項所定の支払いをしない場合には、当社は、本人の開示の求めを取り扱わないことができる。この場合、当社は、必要な範囲で理由を付して、その旨を本人に通知する。
- 9 本人が自ら又は代理人を介して提出した書面が第1項ないし第6項の規定に違反する場合には、当社は、本人の開示の求めを取り扱わないことができる。この場合、当社は、必要な範囲で理由を付して、その旨を本人に通知する。

#### (開示の求め)

- 第5条 本人は、当社の管理に係る自己の個人情報につき、当社の申出担当部署に対して開示の求めをすることができる。
- 2 当社は、調査の結果、本人の開示の求めに係る個人情報が存在しない場合には、遅滞なく、必要な範囲で理由を付して、その旨を本人に通知する。
  - 3 当社は、開示の求めに係る個人情報が存在する場合、個人情報の全部又は一部につき、次の事項を審査する。
    - ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
    - ② 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
    - ③ 他の法令に違反することとなる場合
  - 4 当社は、開示の求めに係る個人情報が前項各号のいずれかに該当する場合には、その個人情報を開示しないことができる。この場合、当社は、遅滞なく、必要な範囲で理由を付して、その旨を本人に通知する。
  - 5 当社は、第2項又は第4項の場合を除き、遅滞なく、本人に対して、開示の求めに係る個人情報を適切な方法によって開示する。
  - 6 開示の求めに係る個人情報が保有個人データでない場合には、前5項の規定は、適用しない。
  - 7 他の法令の規定により、本人に対して保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、その全部または一部の保有個人データについては、第1項ないし第5項の規定は、適用しない。

#### (訂正等の求め)

第6条 本人は、当社の管理に係る自己の個人情報につき、当社の申出担当部署に対し、本人が識別される個人情報の内容が事実でないという理由によって、その個人情報の内容の訂正、追加又は削除（以下、「訂正等」という。）の求めをすることができる。

2 当社は、本人の訂正等の求めが個人情報の内容が事実でないという理由以外の理由による場合には、その訂正等の求めを取り扱わないことができる。この場合、当社は、遅滞なく、必要な範囲で理由を付して、その旨を本人に通知する。

3 当社は、調査の結果、本人の訂正等の求めに係る個人情報が存在しない場合には、遅滞なく、必要な範囲でその理由を付して、その旨を本人に通知する。

4 当社は、訂正等の求めに係る個人情報が存在する場合、個人情報の全部又は一部につき、次の事項を審査する。

① その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合

② 訂正等の求めが利用目的の範囲外である場合

③ 訂正等の求めに係る個人情報の内容が事実である場合

5 当社は、訂正等の求めに係る個人情報が前項各号のいずれかに該当する場合には、その個人情報の訂正等を行わないことができる。この場合、当社は、遅滞なく、必要な範囲で理由を付して、その旨を本人に通知する。

6 当社は、第2項、第3項又は第5項の場合を除き、遅滞なく、事実と反する個人情報につき訂正等を行う。この場合、当社は、遅滞なく、訂正等の内容、訂正等を行った旨を本人に通知する。

7 訂正等の求めに係る個人情報が保有個人データでない場合には、前5項の規定は、適用しない。

#### (利用停止等の求め)

第7条 本人は、当社の管理に係る自己の個人情報につき、当社の申出担当部署に対し、本人が識別される個人情報につき法16条所定の利用目的の制限違反又は法17条所定の適正な取得違反の理由、若しくは法23条所定の第三者提供違反の理由によって、その個人情報の利用の停止又は消去、若しくは第三者提供の停止（以下、「利用停止等」という。）の求めをすることができる。

2 当社は、本人の利用停止等の求めが本人が識別される個人情報につき法第16条所定の利用目的の制限違反又は法第17条所定の適正な取得違反の理由以外の理由による場合には、その利用制限等の求めを取り扱わないことができる。この場合、当社は、遅滞なく、必要な範囲で理由を付して、その旨を本人に通知する。

3 当社は、調査の結果、本人の訂正等の求めに係る個人情報が存在しない場合には、遅滞なく、必要な範囲でその理由を付して、その旨を本人に通知する。

4 当社は、利用停止等の求めに係る個人情報が存在する場合、個人情報の全部又は一部につき、次の事項を審査する。

① 本人が識別される個人情報が法第16条の規定に違反して取り扱われているかどうか。

- ② 本人が識別される個人情報が法第17条の規定に違反して取得されたものであるかどうか。
  - ③ 本人が識別される個人情報が法第23条の規定に違反して第三者に提供されたものであるかどうか。
  - ④ 利用停止等の求めが利用目的の範囲外であるかどうか。
  - ⑤ 保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとっているかどうか。
- 5 当社は、利用停止等の求めに係る個人情報が前項第1号ないし第3号のいずれにも違反しない場合、又は第4号の利用目的の範囲外である場合、若しくは第5号の措置をとっている場合には、その個人情報を利用提示等しないことができる。この場合、当社は、遅滞なく、必要な範囲で理由を付して、その旨を本人に通知する。
- 6 当社は、第2項、第3項又は第5項の場合を除き、遅滞なく、個人情報につき利用停止等を行う。この場合、当社は、遅滞なく、利用停止等の内容、利用停止等を行った旨を本人に通知する。
- 7 利用停止等の求めに係る個人情報が保有個人データでない場合には、前5項の規定は、適用しない。

## 附 則

### (施行日)

第1条 本規程は、平成17年4月1日より施行する。

### (規程の改廃)

第2条 本規程は、個人情報保護管理者の提案により、取締役会がその改廃を決めることができる。

## 苦情取扱規程（参考例5）

### （目的）

第1条 本規程は、当社の管理に係る個人情報につき、本人から個人情報の取扱いにつき苦情の申立てがされた場合における手続きを定め、適正な取扱いを図ることを目的とする。

### （組織）

第2条 当社は、当社の管理に係る個人情報の取扱いにつき本人からされる苦情の申立てを受け付け、この申立てを取り扱うため、当社に苦情担当者を設置する。

2 社長は、当社の従業員の中から苦情担当者を選任する。

3 社長は、第1項所定の苦情担当者を当社のパンフレット等の適切な方法によって公表する。

### （苦情の取扱い）

第3条 当社の管理に係る個人情報の取扱いに苦情を申し立てる者（以下「申立人」という。）は、当社が別に定める様式の書面によって苦情を申し立てる。

2 申立人は、前項所定の書面を当社に宛てて郵便、持参、ファックスによって提出する。

3 申立人は、第1項所定の書面には、次に定める事項を記載する。

① 申立人の氏名、住所、電話番号、ファックス番号

② 苦情に係る個人情報を特定する事項

③ 苦情の内容

4 申立人は、第1項所定の書面を提出する場合には、本人確認のための公的な証明書、その他当社が適切であると認める身分証明書の写しを添付する。

5 苦情担当者は、別に定めるところにより、個々の苦情につき苦情担当簿を作成し、記入し、保管する。

6 苦情担当者は、苦情の申立てにつき、個人情報保護に関する法令、ガイドライン、本規程その他の規則の内容、趣旨に従って、申立人に対して回答するとともに、必要に応じて当社の担当部署に苦情の申立てを回付する。回付に係る苦情の申立てについては、苦情担当者は、回付の結果を参考にして、申立人に対して回答する。

## 附 則

### （施行日）

第1条 本規程は、平成17年4月1日より施行する。

### （規程の改廃）

第2条 本規程は、個人情報保護管理者の提案により、取締役会がその改廃を決めることができる。



## 事故処理規程（参考例6）

### （目的）

第1条 本規程は、〇〇〇〇フューチャーズ株式会社（以下「当社」という。）の管理に係る個人情報の保護に関する法律所定の個人情報につき漏洩等の事故が発生した場合の取扱いを明らかにし、個人情報の一層の保護を図ることを目的とする。

### （適用範囲）

第2条 本規程は、当社の取得、管理に係る個人情報、当社が他から取扱いを委託され、当社の管理に係る個人情報（以下「当社の管理に係る個人情報」という。）に適用される。

### （個人情報事故）

第3条 本規程は、当社の管理に係る個人情報につき、その原因のいかんにかかわらず、漏洩、紛失、無断消去、無断廃棄、毀損等の事故（以下「個人情報事故」という。）が発生した場合に適用される。

### （事故処理責任者）

第4条 個人情報事故が発生した場合における本規程所定の取扱いは、個人情報保護管理責任者が行う。

### （個人情報事故の発生後の取扱い）

第5条 当社の役員、従業員等は、個人情報事故が発生したと認められる事実を探知した場合には、直ちに個人情報保護管理責任者にその旨を通知する。

2 当社の役員、従業員等は、第三者が個人情報事故が発生したと認められる事実を通知された場合には、直ちに個人情報保護管理責任者にその旨を通知する。

3 前2項の場合には、個人情報保護管理責任者は、直ちに当社の従業員に必要な調査を実施させるとともに、本規程所定の手続をとる。

4 個人情報保護管理責任者は、第1項又は第2項の通知を受けた場合には、直ちに当社社長にその旨を報告する。

5 個人情報保護管理責任者は、前項所定の調査の結果が得られた場合には、速やかに当社社長に報告する。

6 個人情報保護管理責任者は、当社社長の指示に従い、個人情報事故の内容・態様・規模・原因、責任の所在等の事情に応じて個人情報の保護に関する改善対策を策定する。

7 個人情報保護管理責任者は、当社社長の指示に従い、第6条ないし第8条所定の取扱いを行う。

### （本人対応）

第6条 個人情報事故が発生したことを把握した場合には、事故に係る個人情報の内容を

個人情報の本人に対して速やかに通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。

(主務官庁対応)

第7条 個人情報事故が発生したことを把握した場合には、個人情報事故の内容、発生原因及び対応策を直ちに農林水産省及び経済産業省に報告する。

(公表)

第8条 個人情報事故が発生したことを把握した場合には、個人情報事故の内容・規模、発生原因、責任の所在等の事情を考慮し、二次被害の防止、類似事案の発生回避の観点から必要であると認められるときは、必要な範囲で、遅滞なく、個人情報事故の内容、発生原因及び対応策を公表する。

(改善措置)

第9条 第5条所定の調査を終了した場合には、個人情報事故の内容・態様・規模・原因、損失の発生の有無・規模、責任の所在等の事情を考慮し、必要な改善措置をとる。

(制裁措置)

第10条 第5条所定の調査を終了した場合には、個人情報事故の内容・態様・規模・原因、損失の発生の有無・規模、責任の所在等の事情を考慮し、個人情報事故につき責任が認められる者につき適切な制裁を課す。

(報告)

第11条 個人情報事故につき本規程所定の取扱いをした場合には、年1回、個人情報事故の概要、調査結果、とった措置等の必要な事項を理事会に報告する。

附 則

1 本規程は、平成17年4月1日から施行する。